

令和7年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

社会福祉推進事業

社会福祉主事任用の
実態等に関する調査研究

報 告 書

令和8(2026)年 3月

一般財団法人 日本総合研究所

はじめに

社会福祉主事は、社会福祉法上規定されている「任用資格」である。戦後の社会福祉の体制を構築するにあたり、専門吏員の関与が必要となったことを受け、昭和 25 年の生活保護法改正を契機に「社会福祉主事の設置に関する法律」が制定され、有給の専任職員としての「社会福祉主事」が法律上位置づけられた。その後、「社会福祉主事の設置に関する法律」は、昭和 26 年に社会福祉事業法の一部となり、平成 12 年に社会福祉法へ改正された現在においても引き継がれている。

社会福祉法第 15 条において、福祉事務所の「指導監督を行う所員」及び「現業を行う所員」は、社会福祉主事でなければならないとされており、また社会福祉施設職員等の資格にも準用されている。他方でこのように法で定められたルールがある中で、実態としてはその通りに配置されていないケースが存在する。

自治体の財政状況や人員確保は非常に厳しいものになっている一方で、社会構造の変化により市民（住民）から寄せられる福祉に関する相談は極めて複雑化・複合化、多様化、高度化している。そのため、福祉事務所の現業員等には、一定の専門性を有することが求められる。また、社会福祉主事任用資格を持っていたとしても、これらの状況に対応するため、現任訓練や研修等による専門性の確保に向けた取組が必要であるとされている。

そのような中、令和 6 年地方分権提案において、複数の自治体から「社会福祉主事の任用資格要件の緩和」が提案された。本調査研究では、これを受けた「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、社会福祉主事任用要件の課題等を明らかにし、実務経験の勘案を含め検討を行った。


結びに、本調査研究にご理解とご協力をいただいた関係各位に、厚く御礼申し上げますとともに、引き続き、福祉事務所の人材育成及び体制強化に向けた種々の取組が継続されることを願う。

令和 8 年 3 月
社会福祉主事任用の実態等に関する調査研究 有識者検討会
委員長 岡部 卓


社会福祉主事任用の実態等に関する調査研究 報告書

目 次

本編	1
1. 事業の背景・目的	3
1) 社会福祉主事の法的な位置づけ及び任用資格の取得方法	
2) 社会福祉主事に求められる役割と規範となる倫理	
3) 社会福祉主事任用にあたっての現下の課題	
2. 事業内容	9
1) 有識者検討会の設置・運営	
2) 先行研究サーベイ及びプレヒアリング	
3) R6 調査結果の分析	
4) 分権提案団体ヒアリング調査	
5) 追加共同提案団体への追加アンケート調査	
6) 報告書の作成	
3. 検討体制及び検討経過	13
1) 検討体制	
2) 有識者検討会の開催結果	
4. 議論の結果	15
1) 実務経験の勘案（実務経験のみでの資格取得）について	15
2) 社会福祉主事養成課程（通信課程）の負担軽減について	27
3) 地方からの提案を受けて講じる対応案について	31
5. 今後の課題	38
資料編	45
1. R6 調査について	47
2. 分権提案団体ヒアリング調査について	63
3. 追加アンケート調査について	66
4. 福祉に関する相談援助業務の範囲について	69



本 編



1. 事業の背景・目的

1) 社会福祉主事の法的な位置づけ及び任用資格の取得方法

社会福祉主事は、社会福祉法第 15 条において、福祉事務所現業員（以下「CW」（ケースワーカー）という。）及び査察指導員（以下「SV」（スーパーバイザー）という。）として任用される者に求められている資格であり、同第 19 条では「社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢十八年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。」と規定されている。

社会福祉主事制度の成立までの経緯について、岡部は次のように述べている。¹

旧生活保護法（1946 年）において民生委員は生活保護を行う市町村長の補助機関として位置づけられ、市町村の事務担当者と共に生活保護業務を担うとしています。（中略）これは救護法（1932 年 1 月施行）での方面委員の位置づけ（同法第 4 条）や機能をそのまま踏襲したものであり、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）から厳しく批判されることとなります。（中略）批判の根拠は（中略）、とりわけ「財政並びに実施は政府の責任にて行い私的又は準政府機関に委任してはいけない」とする公私分離の原則に反している点にあります。これは社会救済（公的扶助＝生活保護制度を指す）において国家責任において無差別平等の原則にて行うためには機構の上からも全国統一的な政府機関が末端まで確立する必要がある、という考え方に立っています。（中略）1950 年 10 月の社会保障制度審議会「社会保障制度に関する勧告」（通称 50 年勧告）においては（中略）組織としての民生安定所の設置、人的体制としては専門吏員の任用と充実が述べられています。そして、生活保護法の改正（1950 年、現行法）にともない、福祉事務所と有給での専任職員の配置、そのために必要な資格として「社会福祉主事の設置に関する法律」が制定されます。²

社会福祉主事任用資格取得には、複数の方法がある。厚生労働省の WEB サイトでは、社会福祉主事任用資格の取得方法について、下記の通り示されている。

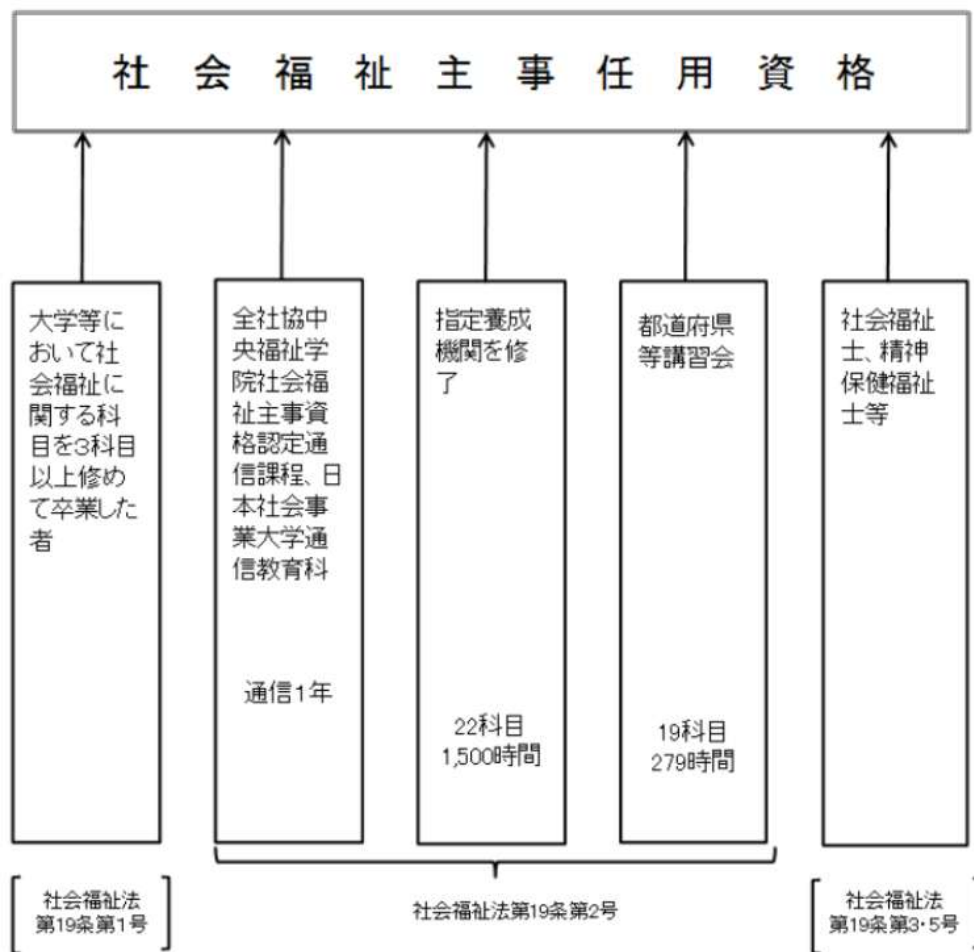
¹ 岡部卓（2020）『『生活と福祉』誌面で振り返る 70 年のあゆみ 第 2 回 民生委員とケースワーカー』『生活と福祉 9 月号』, p. 24-25

² その後「社会福祉主事の設置に関する法律」は、昭和 26 年に社会福祉事業法の一部となり、平成 12 年に社会福祉法へ改正された現在においても引き継がれている。

第1に、「大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者」（社会福祉法第19条第1号に規定）がある。いわゆる「3科目主事」である。第2は、全社協中央福祉学院社会福祉主事資格認定通信課程、日本社会事業大学通信教育科での社会福祉主事養成コースである（同条第2号）。第3は、地方公務員またはこれに準ずる身分を有する高校卒業者等で、その地方公共団体等の実施する講習会で国の定めるコースを履修するコースである（同条第2号）。第4は、社会福祉主事養成機関として指定された専門学校等で、指定規則の定める教科を履修するコースである（同条第2号）。その他社会福祉士や精神保健福祉士は、社会福祉主事の任用資格を有するものとされている（社会福祉法第19条第3・5号）。

現行の資格取得ルートについては、次に示す通り。³

³ 図中の第1号ルートがいわゆる「3科目主事」といわれるものであり、大学や短期大学において厚生労働大臣が指定する科目のうち3つ以上を履修して卒業した場合にも取得することができる。この指定科目は、時代の変遷とともに科目名の見直しが行われている。（出典：「社会福祉主事任用資格の取得方法」厚生労働省WEBサイト）



▲ 図 1 社会福祉主事任用資格の取得方法

出典：「社会福祉主事任用資格の取得方法」厚生労働省 WEB サイト

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html)

※最終閲覧日 令和 8 年 3 月 6 日

2) 社会福祉主事に求められる役割と規範となる倫理

社会福祉主事は「社会福祉の職業人」としての側面と、「地方公務員」としての側面を併せ持つ存在である。

社会福祉の職業人としては、例えば生活保護担当の CW のように生活に困窮している相談者⁴や要保護者⁵に対し、本人の意向に即した相談・助言を行うことと、受給者⁶に対し、最低生活保障と自立助長を行うこと（憲法第 25 条に規定する生存権の具現化）などが求められる。また、生活保護だけではなく児童福祉、身体障害者福祉、知的障害者福祉、老人福祉等の福祉各法の業務（事務）にも社会福祉主事は携わっている。こうした業務の過程で、相談者や受給者を取り巻く社会的背景や環境面にも目を向けながら、本人があらゆる形で再び社会のあらゆる人や場と出会い、生きがいを感じられるようになるための働きかけをすることが求められる。『新版 社会福祉法の解説』でも、「昭和 25 年の生活保護法施行に際して、地方公共団体の有給専任職員である社会福祉主事に保護の実施にあたらせることで、国民の最低生活保障の権限を明らかにし、併せて専門的ソーシャルワークの技術を用いた援助により社会福祉の増進を図ろうとするものであった」⁷とされており、既にその「専門性」に一定程度の期待が寄せられていたことが窺える。⁸

他方で福祉事務所の社会福祉主事は、地方公務員としての身分も同時に有しており、全体の奉仕者として憲法第 15 条、地方公務員法が規定する服務規程も遵守することが求められる。⁹

⁴ 要保護者を除く。

⁵ 現に保護を受けているとしないにもかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。（生活保護法第 6 条 2 より）

⁶ 現に保護を受けている者をいう。（生活保護法第 6 条 より）

⁷ 社会福祉法令会 編集（2022）『新版 社会福祉法の解説』中央法規出版, p. 135-136

⁸ 社会福祉主事には制度創設当初から「専門性」が重視されたことについて、加川が指摘している。（加川充浩（2015）「戦後福祉行政の創設期における社会福祉専門職をめぐる議論」『島根大学社会福祉論集 5』, p. 23）

⁹ 畑本は、社会福祉行政における専門職の専門性について「重なりつつも異なっている」としており、「社会福祉行政においては、福祉サービスを提供することに加えて、行政機関における社会福祉部局の運営や部局内・部局間の調整に特殊性があるからである」と指摘している。（畑本裕介（2018）「社会福祉行政における専門性」『同志社政策科学研究』 19, p. 12）

3) 社会福祉主事任用にあたっての現下の課題

<人員配置上の課題>

福祉事務所は保護の実施機関と福祉5法の実施機関である第一線の社会福祉行政機関であり、社会福祉主事は極めて社会的意義の高い業務に従事している。他方でその人員体制には課題が生じている。

「平成28年 福祉事務所人員体制調査」によれば、例えば生活保護担当CW（常勤）の配置標準数に対する配置状況は90.4%であり、郡部福祉事務所・市部福祉事務所の別に見ると、郡部福祉事務所では充足率が100%を超過しているものの、市部福祉事務所では90%を下回っている。

また、資格の取得状況を見ても、社会福祉主事有資格者は、生活保護担当SVが82.7%、生活保護担当CWが82.0%となっており、いずれも100%に満たない状況となっている。

<無資格者の資格取得に関する課題>

CW及びSVは社会福祉主事でないといけないという前述の規定を踏まえ、国は福祉事務所に対して「社会福祉主事有資格者の配置」とともに「現に社会福祉主事資格を有しない者については、社会福祉主事資格認定通信課程（以下「通信課程」という）を受講する等により同資格を取得すること」としているが、上述のとおり、一部の実施機関において、有資格者の配置がなされていない状況も生じている。¹⁰

こうした状況に対して、令和6年地方分権提案管理番号131「社会福祉主事の任用資格要件の緩和」（以下「分権提案」という。）では、複数の自治体から「社会福祉主事の任用資格要件の緩和」が提案されている。その背景には、学歴や資格等によらない人材確保が進んでおり、特に福祉行政の現場では、他の行政機関や社会福祉法人、医療法人、NPO法人などとの人事交流が活発に行われており、これらの実務経験者を職員として採用する事例が増えている。その一方で、これらの実務経験者に社会福祉主事任用資格がない場合に求められる通信課程受講の労力的な負担感や、自治体の財政負担、また通信課程受講者は1年間の通信課程の受講後に資格認定が行われるため、実質1年間は無資格の職員に現業業務を担わせる状況があるといった支障事例の指摘がある。

¹⁰ 令和6年度社会・援護局関係主管課長会議「(資料5) 保護課自立推進・指導監査室」
p.9

これを受けて「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）では、「社会福祉主事任用資格要件については、令和6年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握したうえで、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」とされた。このことを踏まえ、令和6年度に実施された「福祉事務所現業員（生活保護担当）の任用状況等に関する調査」（以下「R6調査」という。）を分析等の上、受講に当たっての負担感等、社会福祉主事任用要件の課題等を明らかにし、実務経験の勘案を含め検討を行った。

2. 事業内容

1) 有識者検討会の設置・運営

本調査研究の効果的・効率的な遂行のため、事業全体に対して助言を得ることを目的として有識者検討会を設置・運営した。

具体的には、事業全体方針、R6 調査の分析にあたっての観点、各種調査項目の作成（アンケート、ヒアリング）、調査結果の考察、報告書のとりまとめにあたって助言を得ることを通じて、検討の客観性を担保した。

有識者検討会は計 4 回開催の予定であったが、議論の時間を十分に確保するため計 5 回開催した。

2) 先行研究サーベイ及びプレヒアリング

生活保護業務に従事する社会福祉主事や社会福祉主事任用の課題について述べられた文献や先行研究等をもとに、任用要件の課題を整理するとともに、R6 調査結果の分析の観点や追加アンケート調査・ヒアリング調査で把握すべき調査項目の検討を行った。また、通信課程を実施している機関に対して、基礎的な情報を聞き取るプレヒアリングを実施する予定であったが、「実務経験のみでの資格取得」に関して議論を深める必要性が生じたことから、有識者検討会の回数を増やすことで代替した。

3) R6 調査結果の分析

担当課より標記調査結果ローデータの提供を受け、単純集計及びクロス集計による分析を実施した。調査の概要は下記の通り。

■調査の概要

1) 調査の方法

厚生労働省の調査・照会（一斉調査）システムにより、全国の自治体へアンケートフォームを送付。自治体が所管する福祉事務所へアンケートフォームの URL を展開の上、各福祉事務所が回答

2) 対象

全国の福祉事務所 1,240 か所

3) 調査期間

令和 7 年 3 月 14 日（金）～令和 7 年 4 月 23 日（水）

4) 回収数、回答率

371（回収率 29.9%）

※回答数には行政区あるいは支所分をまとめて回答している
政令市及び中核市を含む。

調査結果は、資料編「1. R6 調査について」を参照。

4) 分権提案団体ヒアリング調査

分権提案団体より、提案の背景や経緯を伺うとともに、社会福祉主事任用資格を認めてもよいと考えられる実務経験の範囲・年数についての詳細な意向を聞き取ることで、有識者検討会での議論をより充実させることを目的としたヒアリング調査を実施した。調査の概要は下記の通り。

■調査の概要

1) 調査の目的

分権提案の背景や当該団体がおかれている状況、想定される実務経験の内容・経験年数等の具体的なイメージについて詳細な情報を得ること

2) 対象

分権提案団体（一般市）

3) 調査実施日

令和7年12月22日（月）13時30分～14時45分

4) 調査方法

オンライン（zoom）による実施

5) ヒアリング参加者

- ・事務局
- ・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
- ・内閣府地方分権改革推進室

6) 調査項目

○「実務経験のみでの資格取得」について

- ①実務経験者の採用事例
- ②分権提案団体の現況（無資格者数、通信課程受講状況、人事担当部署の考え方や課題 等）
- ③スクリーニングにかかる職員の負担の具体的な状況
- ④社会福祉主事任用資格の取得を認めてもよいと考えられる実務経験の具体的なイメージ（内容、経験年数）

- 「資格取得の負担の軽減を図ることも含めた要件緩和」について
 - ①通信課程受講に際しての負担軽減として考慮されてもよいと考えられる実務経験の具体的なイメージ（内容、経験年数）
 - ②通信課程受講に際して、一部のカリキュラムを省略してもよいと考えられる実務経験の具体的なイメージ（内容、経験年数）

調査結果は、資料編「2. 分権提案団体ヒアリング調査について」を参照。

5) 追加共同提案団体への追加アンケート調査

R6 調査の分析結果に基づき、実態把握のために更に必要と考えられる情報の取得を目的として、全国の福祉事務所を対象とする追加アンケート調査の実施を予定していた。その後、地方分権改革有識者会議提案募集検討専門部会（令和7年9月26日）において「実務経験のみでの資格取得」に向けた議論を加速させる旨の要請を受けたことから、分権提案への追加共同提案団体（以下「共同提案団体」という。）における具体的な提案の背景・内容等を的確に把握することを目的として、共同提案団体である18団体を対象とした追加アンケート調査（以下「追加アンケート調査」という。）を実施した。調査の概要は下記の通り。

■調査の概要

1) 調査の目的

共同提案団体における具体的な提案の背景・内容等を的確に把握し、検討会における議論に活用すること

2) 対象

令和6年度分権提案整理番号131「社会福祉主事の任用資格要件の緩和」追加共同提案団体 18団体

3) 調査期間

令和8年2月3日（火）～令和8年2月10日（火）

4) 調査方法

内閣府地方分権推進室からの調査票のメール発信
事務局及び内閣府地方分権推進室にて回収

5) 有効回収数

16（回収率88.9%）

6) 調査項目

- ①実務経験のみで社会福祉主事の資格が認められてもよいのではない

- かと考えられる実務経験やその経験年数
- ②資格取得のための通信課程受講に際しての負担軽減として考慮されてもよいと考えられる実務経験やその経験年数、負担軽減の内容
 - ③その他、当該案件に関するご意見

調査票は、資料編「3. 追加アンケート調査について」を参照。

なお、本追加アンケート調査の結果については、検討会での議論に活用することのみを目的として実施したものであるため、調査結果の掲載についてはここでは割愛した。

6) 報告書の作成

有識者検討会における各種調査結果の考察及び検討結果を踏まえ、報告書にとりまとめた。

3. 検討体制及び検討経過

1) 検討体制

社会福祉主事制度や生活保護業務をはじめとする福祉事務所の現状と課題について造詣の深い学識経験者及び生活保護行政職員で構成される有識者検討会を設置・運営した。また、委員に加え関連部署の知見を得るため、下記オブザーバーの参画も得た。

表 1 学識委員（◎は委員長）

氏名 ※敬称略、五十音順	所属・肩書
◎岡部 卓	新潟医療福祉大学 心理・福祉学部社会福祉学科 特任教授 東京都立大学 名誉教授
新保 美香	明治学院大学社会学部 社会福祉学科 教授
中村 健	新潟大学 医歯学総合研究科 口腔生命福祉学専攻 口腔生命福祉学 准教授

表 2 自治体委員

氏名 ※敬称略、五十音順	所属・肩書
藏本 弥生	福岡県 福祉労働部 保護・援護課 保護指導係 課長補佐兼保護指導係長
左川 倫乙	国立市 健康福祉部 生活福祉担当課長
柴井 康	札幌市豊平区 保健福祉部 保護一課 保護一係長・査察指導員

表 3 担当課（厚生労働省社会・援護局）

氏名 ※敬称略	所属・肩書
高橋 健司	福祉基盤課 福祉人材確保対策室 室長補佐
山崎 彩夏	福祉基盤課 福祉人材確保対策室 資格・試験係長
松本 薫	福祉基盤課 福祉人材確保対策室 係員
寺田 誠	総務課 社会福祉専門官

表 4 オブザーバー（厚生労働省社会・援護局）

氏名 ※敬称略	所属・肩書
栗原 拓也	保護課 課長補佐
加藤 浩一	総務課 総務係長

事業受託者：一般財団法人日本総合研究所

2) 有識者検討会の開催結果

本調査研究の効果的・効率的な遂行のため、事業全体に対して助言を得ることを目的とした有識者検討会を計5回開催した。

有識者検討会の開催結果は以下のとおり。

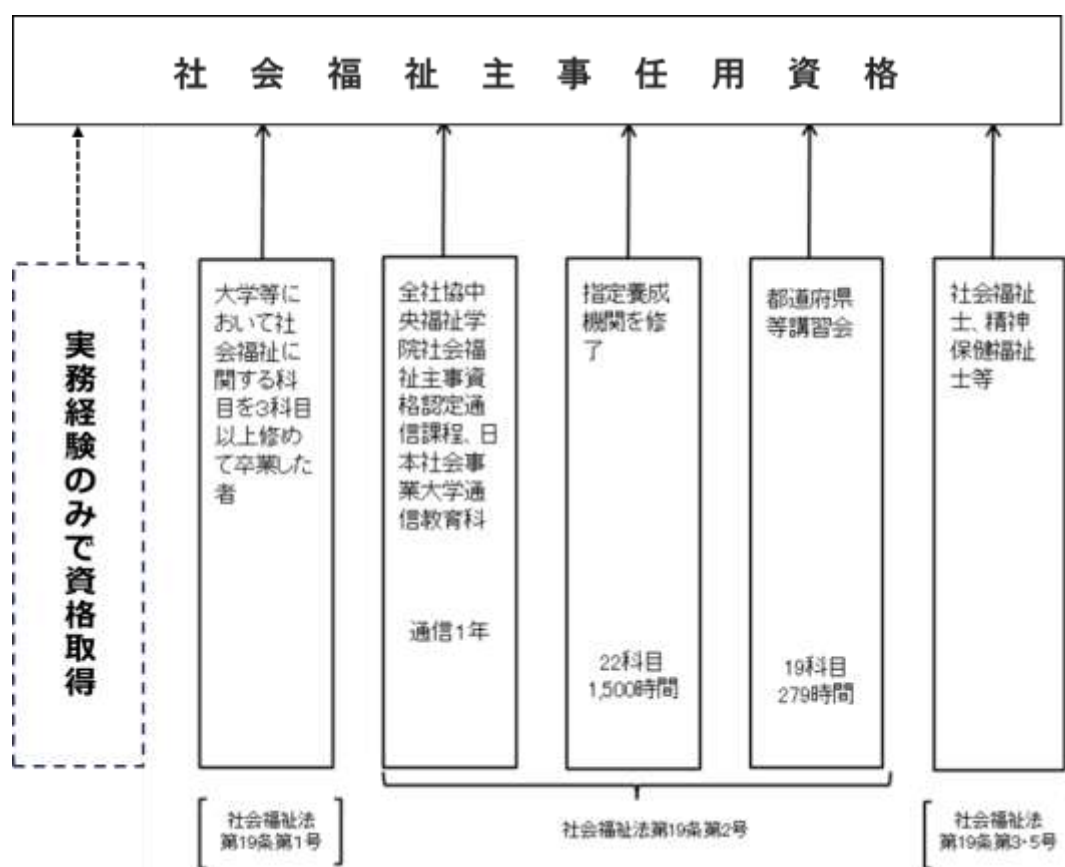
表5 有識者検討会の開催結果

回・日時	会場	協議事項
第1回 R7.9.4(木) 10時～12時	AP 東京八重洲 11階 0ルーム ※オンライン併用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の背景・概要等の確認 ・委員所属自治体の状況報告 ・現行の社会福祉主事任用制度の課題についての意見交換
第2回 R7.9.9(火) 13時30分～ 15時30分	AP 東京八重洲 10階 Y2ルーム ※オンライン併用	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の仕組みにどうつなげるか、履修科目や時間数の一部免除が可能か、現在の方法に加え、どのような検討の余地があるか ・実務経験をどう評価するか ・資格制度(規制)とその緩和を検討していくための観点や留意点 ・今後の検討に向けた追加アンケート等の実施について
第3回 R7.12.26(金) 10時～12時	AP 東京八重洲 11階 0ルーム ※オンライン併用	<ul style="list-style-type: none"> ・提案自治体への聞き取り結果について(報告)・実務経験のみでの資格取得について ・通信課程の負担軽減について
第4回 R8.2.18(水) 10時～12時	AP 東京八重洲 11階 0ルーム ※オンライン併用	<ul style="list-style-type: none"> ・実務経験のみでの資格取得について(第3回検討会からの継続審議) ・通信課程の負担軽減について(第3回検討会からの継続協議)
第5回 R8.3.18(水) 10時～12時	AP 東京八重洲 11階 0ルーム ※オンライン併用	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書案について

4. 議論の結果

1) 実務経験の勘案（実務経験のみでの資格取得）について

「実務経験のみでの資格取得」について、現行の社会福祉主事任用資格取得ルートに「実務経験のみでの資格取得」が新設される場合のイメージは下図のとおりである。



出典：「社会福祉主事任用資格の取得方法」厚生労働省 WEB サイト

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html)

※最終閲覧日 令和8年3月6日

①委員所属自治体における「実務経験」を有する者の例

委員所属自治体においては、前職や生活保護担当部署配属前の部署における実務経験を生かし、CWとして活躍している職員が一定数いることが明らかになった。

- 無資格者ではなく、大卒で経験採用された職員数名に尋ねたところ、「民間企業の営業職を経験した者であれば、社会人としての基本的なスキルと対人折衝のスキルは活かしている」という話があった。
- 国民健康保険の納付相談の業務を経験したことのある職員からは、「少し難しい対人折衝の際に、納付相談時の経験が活かしている」という話があった。
- 精神保健福祉士の資格を持ち、精神科病院で相談員を務め、転職してCWに配属された職員がいるが、この職員は完全に即戦力である。「福祉の素養があるな」と思われる対応力であり、昨年度の新規採用職員の中でも段違いであった。基本的な考え方、福祉的な立場から物を見ているということを感じられる。
- 社会人経験のある職員もいたが、大半は民間企業で営業職を経験していた。その職員たちは非常に対人折衝に長け、うまく業務を進めていくことができたように感じている。
- 民間企業で営業職を経験した後当市に入庁し、収納課に配属され、今に至っている職員がいる。所内研修も前向きに受講しており、対人折衝も上手なので話を聞いてみると、「営業職時代の心がけとして、まず相手のことを知らなければニーズが分からないので、顧客が出している機関誌等を必ず読んで営業に出かけていた。その感覚をもって今も仕事をしている」ということであった。
- 当自治体では、看護師を福祉事務所に配置している。慣れない事務仕事への戸惑いはあろうかと思うが、やはり対人援助や傾聴には長けていると感じた。

②実務経験の「質」と「範囲」の定義の困難さ

①において、現に自治体においては、前職や前の所属部署における経験を生かし、CWとして活躍している職員が一定数いることが確認された。

他方でその幅は、民間企業の営業職から精神保健福祉士資格を生かして勤務していた相談員まで非常に広く、かつ個別性も高いことから、実務経験の範囲と年数という「一律の基準」を検討することには大きな困難が伴うという指摘が寄せられた。

CWには、対人援助と事務処理の両面の能力が求められる。これを踏まえると、行政の福祉部署や近接部署での経験を「実務経験」と見なすことも考えられるのではないかと。他方、事務処理を中心とした「実務経験」の場合、それのみをもってCWとして配置することは、むしろ本人にとって負担が大きいのではないかと指摘もなされた。

<実務経験の幅広さ・個別性の高さの観点から>

- 今の職場で、営業職経験のある職員は比較的対人援助が上手であり、実務の資質はあると感じている。他方でそれを今回の資格取得につながる実務経験として見るのは難しいのではないかと。
- 例えば病院の医療ソーシャルワーカーなど、個別具体的に挙げて「誰もがOK」と考えられるものはいくつあっても、範囲を決めるのは非常に難しい。その人の考え方によっても変わってしまうだろう。
- 民間の医療・福祉分野での相談業務経験者は含めてもよいかと思うが、営業職は、対人関係の構築は上手でありつつ、やはり生活保護業務を行うための実務経験として認めるのは厳しいのではないかと。
- 追加アンケートでは、実務経験の範囲や年数の提案もあったが、考え方のばらつきが非常に大きい印象である。つまり、ケースワークが何を重視する仕事なのかという視点にも、大きなばらつきがあるということだろう。そうすると、全員が納得できる形で枠組みをまとめるのは非常に困難なことであろう。

<行政機関における「実務経験」の観点から>

- 例えば公務員としての行政実務経験として、相談援助に関する実務経験と、行政実務に関する実務経験をそれぞれ考慮できるとよいのではないかと。

- CW には、障害福祉や高齢福祉の分野に比べると、事務能力を求められる部分が多い。対人援助と事務をバランスよく自分の中でマネジメントできる、ジェネラリストの能力が高ければうまくいく。そうした点を含め、行政経験を実務経験として見てはどうか。
- 社会保険の実務は、福祉の近接領域とはいえかなり事務に近い。その経験をもってCWとして配置するのは、本人が辛いのではないか。
- ケースワーク業務には、対人援助や相談を受けて適切に答える能力と、保護費の計算や滞りなく手続きをする能力も求められる。行政職の実務経験については、近接業務である児童福祉や障害福祉についてはよいかと思うが、国民健康保険など、どちらかという手続き業務に近いものや、相談業務ではないものを実務経験として認めるのは、本人が辛いだろう。

<「社会福祉主事に求められる役割」の観点から>

- 社会福祉主事は社会福祉法の理念に則っているものであり、もし実務経験を勘案するということであれば、やはり社会福祉の経験がなければならぬのではないか。
- 社会福祉主事を「相談援助をする人である」と限定するか、「社会福祉事業を行う人である」とするかによって実務経験を幅広く見るか、限定するかということになる。査察指導員や所長にも社会福祉主事任用資格が求められる以上、直接的な相談援助よりも広く捉えなければならぬだろう。

③専門性・倫理観の担保への懸念

実務経験として評価すべきものとしては、単に「知識・技術」だけでなく、「なぜ目の前の人を助けなければならないのか」といった「価値」であるということが指摘された。

実務経験のみでの資格取得により身につけた「価値」が誤ったものであった場合、この「価値」を身につけないまま業務に従事することで、専門性・倫理観が担保されなくなり、結果的に市民（住民）に不利益をもたらすことになるという懸念も指摘された。

また、拙速に結論を出すことで、法の理念から乖離した運用が行われる危険性があるため、慎重な検討が必要であるとの指摘もあった。あわせて、今後は複雑化・複合化する市民（住民）の福祉ニーズに対する専門的な対応をしていかなければならない中で、行政機関のみが資格要件を緩和しようとしているという観点からも、慎重な検討が必要であるという指摘もなされた。

<価値・倫理観の担保の観点から>

- 実務経験として最も評価・重視すべきは価値・倫理の部分であるが、実務経験をもって身につけたことを明らかにするのは難しい。また、実務経験があっても、その組織の価値基準が歪んだものであれば、CWになることは住民に対してのデメリットになる。そうした意味で、やはり価値・倫理が担保できるかどうか重要。
- 経験があっても、「間違った現場主義」が懸念されるところがある。現場で国の考え方を伝えても「そうは言ってもね」と言われることが多い。これが、実務経験のみでの資格取得に「違和感がある」理由である。
- 個人の資質による部分はある。加えて、そもそも現状、3科目主事に高い専門性があるのかという疑問もある。ただ一方で、通信課程を受講した職員は、そこで学んだ知識を実務に活かしている。

<法の趣旨・目的に沿った運用を行う必要性の観点から>

- 『新版 社会福祉法の解説』では、「(前略)福祉事務所が地域福祉の推進を支援する拠点として、またセーフティネット機能を適切に発揮するためにも、社会福祉主事の役割は大きい」とある。法律を解釈する上でも、急に社会福祉主事に対する期待を縮減するのではなく、慎重に検討できるとよいのではないか。

- 他職種の人材養成課程でも、「なぜ目の前にいる人を助けなければならないのか」という理解とともに、その人が「尊厳のある存在である」ことを学ぶ。これまでの社会福祉主事の考え方を踏まえて実践を進めていく意味で、「実務経験のみ」はかなり新しい考え方になる。実務経験を勘案してよいのかどうかということも含めて、やはりかなりの時間をかけて検討しなければ、結論は出しづらいのではないか。
- 無資格者が現業業務を実施することに支障があると感じているかどうかについて、「全く感じない」「あまり感じない」という割合が非常に高かったが、生活保護行政においては、審査請求が多く生じている。そこから裁判になった場合、「法律の趣旨から離れた不適切な対応であった」という形で、福祉事務所側が敗訴するケースが多い。すべての案件が職員の対応の是非を問うものではないが、報道を見ても不適切な対応が起きている現実はある。十分な知識や制度の意義について、理解がない中で対応することで、どれだけの影響があるかは考えておくべき。
- 自動車に例えると、運転するためのライセンスは必要である。それが、3科目にしる、中央福祉学院での資格取得にしる、社会福祉主事任用資格である。ハンドルを握るためのライセンスのうち「どれがよいか」という話ではない。ライセンスがあることがスタートであり、以降の人材育成で専門性の向上を図ることが大前提であろう。
- 今回の緩和で「忙しいから目の前の仕事だけをやることの方が大事で、それ以外のことをやる余裕はないんだということ」を容認する」ということになれば、住民サービスの質が低下し、最終的には公的扶助が後退するのではないかと思う。忙しくても、時間がなくても、周りの職員に迷惑をかけたとしても、負担があっても、やはりきちんと専門性を身につけ、それがつまるところ住民のためになるということは、行政組織として非常に大きなメリットではないか。

＜今後の福祉ニーズへの対応の観点から＞

- 社会保障審議会福祉部会で課題になったのが、2040年に65歳以上人口がピークを迎えることや、複合的な課題を抱えた方への対応であった。以前も、高齢福祉・障害福祉分野においては、民間にできない後方支援や虐待対応について福祉事務所が担ってきた。今後はますます民間の力を借りながら、支援が必要な人たちを支えていくことになる中で、行政だけが資格要件を緩和してもよいのか。

- 住民・国民の需要が複雑・多様化し、需要に対応する制度・資源も増えている中、自治体においては定数管理もされている中で、その部分をどう担っていくのか。質的・量的需要に対して、業務の効率化・合理化をして対応することが可能なのか。
- 児童相談所や福祉事務所、あるいは更生相談所や女性相談支援センターといった行政機関には、専門的な支援が求められる。そこに「実務経験があればよい」という観点で規制緩和を検討するにあたっては、経験の在り方や内容について、慎重に考えなければならない。

④既存ルートとの整合性についての課題

現在の5つの社会福祉主事任用資格取得ルートは、体系化された教育課程をベースにしている。そうした中で、新たに「実務経験のみ」というルートが設けられることへの違和感による指摘がなされた。

- 現行の要件は、全て何らかの専門的知識、科目や講習の習得が要件になっているところ、突然「実務経験のみ」というものが入ってくることに異質さを感じる。
- 現場経験がケースワーク業務に役立つというのはその通りかと思う。他方で現行の資格取得では、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有していることや、指定養成機関の修了、通信課程での学習といったものになっている。ケースワーク業務に従事するために社会福祉主事任用資格が必要であるということが法で規定されている中で、例えば介護施設や医療機関などで働いていたということを実務経験として認め、そのことだけで資格取得をすることは適切だろうか。一定程度、研修や講習を受けた方に社会福祉主事任用資格が認められるということではいけないのではないか。
- 社会福祉士は、実務経験を勘案のうえ資格取得ができるが、試験を受けるためにはやはり一定の科目を受講しなければならない。これも議論の参考になるのではないか。
- 社会福祉主事任用資格の目的や趣旨を考えると、やはり一定程度、どこかのタイミングで確認するための講習等が必要なのではないか。

⑤実務経験の証明・確認に伴う自治体の事務負担（証跡の問題）

過去の職歴や経験内容を、誰がどのように証明し、自治体がそれをどう確認するのか。また、むしろ確認のための事務負担が増えるのではないかと、いう運用上の課題についても指摘がなされた。

- 実務経験のみで資格取得するとなると、今後の手続きとして、証明書類を発行することも生じるかと思う。実務経験の範囲を広くすると、その確認が難しくなるのではないか。通信課程の負担軽減にあたり、実務経験を勘案する際にも同様のことが言えるだろう。
- 提案自治体には「業務負担を軽減したい」という考えが提案の根底にあるかと思うが、実務経験を把握するための業務が増えるのではないか。実務経験には様々なものがあるが、これを誰がどうやって確認・証明するのかというのは非常に複雑であり、むしろ自治体側の業務負担を増やすのではないか。

⑥「実務経験のみで資格取得」への懸念

「実務経験のみで資格取得」について検討委員会で指摘があったのは、実務経験のみでは相談援助業務の質が低下することへの懸念である。こうした意見を踏まえるならば、福祉事務所や社会福祉主事の役割や業務、対人援助職としての基盤となる価値や倫理については実務経験のみで習得することは容易なことではなく、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応していくことができるよう学習の機会を確保することは本人だけではなく市民（住民）にとっても必要と考えられる。

- 現在の要件を緩和することで、援助の質の向上に繋がるのであろうか。この緩和が、行政の人事政策の柔軟化に繋がり、現場の支援の質が向上するのであれば、それは積極的に取り組むべきと思うが、おそらくこの検討委員会の委員の皆様は『そうはならないのではないか』『むしろ下がる可能性が高いのではないか』ということ、危惧されているのではないか。
- 生活保護に限らないが、極めて不適切事案が多くなってきている。これは業務量の過重もあるが、より人権や尊厳に配慮することが要求されている中で、コンプライアンス違反や説明責任を十分に果たさないこと、また組織としてのガバナンスが効いていないという事態も表面化している。その中で、どこまで規制緩和してよいのか。
- 経験はあるけれども間違った現場主義というのも懸念される場所である。
- 今回の緩和で「忙しいから目の前の仕事だけをやることの方が大事で、それ以外のことをやる余裕はないんだということを容認する」ということになれば、住民サービスの質が低下し、最終的には公的扶助が後退するのではないかと思う。
- 実務経験として最も評価すべき、大切にすべきと考えるのは、やはり知識・技術だけではなく、価値・倫理の部分であらうかと思う。ここが身につけているかどうかという視点である。他方でこれは、実務経験をもって身につけたことを明らかにするのも難しいことである。実務経験があったからと言って、その組織の価値基準が歪んだものであれば、福祉事務所に配属されケースワーカーになることは、住民に対してのデメリットになると考える。中にはマウントを取ったり、正論で論破して言うくめたりして業務をうまく回すことで「仕事ができるケースワーカー」と評価されることもあるが、それは福祉事務所の本来のケースワ

クとは真逆のものであるかと思う。そうした意味で、やはり価値・倫理が確保できるかどうか。これが、実務経験者を判断する上で大切だと考えている。

- 社会福祉主事任用資格も、資格があるからパーフェクトにできるのではなく、自らの自治体と住民の状況を見て、法令を遵守し、住民や関係機関と協力しながら常に学び、実践し続けるというところが一番の肝になるかと思う。そうすると、実務経験を生かすこともあろうかと思うが、実務経験があることをもって「私はできる」ということになってしまうと、社会福祉領域の専門職の在り方と乖離してしまう。

⑦実務経験等を評価した免除のしくみの導入（集合研修や履修科目の免除による負担軽減の可能性）

目の免除による負担軽減の可能性）

前述したような①～⑥についての論点だけではなく、実務経験を勘案できるようにするための対応案として、「実務経験を評価した通信課程の免除のしくみの導入（集合研修や履修科目の免除）」についても検討委員会では積極的な議論がなされたところである。

実務経験のある無資格者が一から全ての履修科目を学ぶのではなく、既に現場で培った実務経験は通信課程における学習効果と同等以上であると評価してもよいのではないかという指摘があった。

また、国家資格取得の過程で履修した科目についても実務経験と同様に評価し、履修科目の免除につなげていく可能性についても言及があった。

- 介護福祉士のような国家資格をお持ちの方であれば、資格取得の際に履修した科目と重なる部分は免除することが考えられるかと思う。そうではない場合の実務経験に関しては、その分野に従事したということをもって、その分野に関連する科目の受講を免除するというところが、次の段階として検討できようかと思う。
- 要件緩和をしてもらえると、自治体としては人員確保の面から助かる部分はあるが、社会福祉施設など他への影響も大きいため、スクーリングの免除や受講科目等の免除ができることが妥当なのではないか。
- 受講科目については、どのように読み替えをするのかということがある。私は看護師などの保健医療系の資格取得のためのテキストでも、公的扶助について書かせていただいているが、質的にも量的にも相当な差がある。これをどう考えるかという検討も出てくるだろう。

2) 社会福祉主事養成課程（通信課程）の負担軽減について

実務経験のみでの要件緩和については懸念も寄せられた一方で、現行の通信課程の受講については、主に時間的・経済的コストの面から、自治体や通信課程受講者にとって大きな課題となっていることも確認された。

他方で、通信課程受講者からは「学んだことが業務に役立っている」という学びの意義についての声もあることから、福祉事務所がおかれている実情を考慮しながら、専門性を確保・向上するための具体的な軽減策を検討していく必要性が指摘された。

① 通信課程受講にあたってのアクセス向上

現行の通信課程のカリキュラムには、対面での集合研修（スクーリング）が設けられている。現状、集合研修（スクーリング）の受講場所が首都圏に限られていることから、移動にかかる時間的・財政的コストを軽減し、アクセス性を高める観点からの提案がなされた。

また、集合研修（スクーリング）だけではなくオンラインの活用可能性についての指摘もなされたところである。他方で学習内容の定着や、受講者の通信機器及び環境の観点を踏まえると、演習については対面での実施が望ましいという指摘もあり、オンラインと対面それぞれの学び方の特徴を生かしていくことの重要性が確認された。

- スクーリングについては、移動時間の観点から負担が大きい。また、スクーリング参加中は、事務所から人がいなくなり、その時は他の職員がカバーすることになる。例えばスクーリングの時期を分散し、選べるようにしていただくことはあり得るかもしれない。
- 前向きに通信課程を受講するにあたっての負担軽減という意味で、例えばスクーリングの開催地域を分けるなどして、行きやすくするという負担軽減もあろうかと思う。単純に実務経験によって受講科目を軽減するということもあるが、その手前に、まだ現状の制度の中で工夫できることはあるのではないか。
- ブロック別でスクーリングを実施する形もよいのではないかと思い、伺っていた。養成機関が各地に出張して実施することができれば、トータルの移動費は相当圧縮できるのではないか。

- 障害福祉部門では、実務経験を加味し、研修を受けたうえで資格取得するものもあるが、通信課程ほど負担の大きいものではないように思う。実施は容易なことではないが、都道府県の講習会等で補えるものがあるとよいのではないか。
- 演習は、対面で行わなければならないだろう。オンラインで演習を行うことについては、コロナ禍の中で継続的に試みてきたことではあるが、例えば生活困窮者自立支援制度などの研修では、演習部分は対面に戻しており、それが趨勢であるように思う。他方で知識を身に着けるという意味では、オンデマンドないしオンラインの活用が進んでいる。様々な工夫をすることにより、学習効果も見込めるだろう。学び方の特徴をうまく生かしながら、負担軽減を図っていくことが必要である。

②通信課程受講の「業務」としての位置づけ・意義の理解

アンケート結果からは、業務時間外で通信課程を受講することについて大きな負担感がある状況が確認された。本検討会においても多くの委員から、通信課程の受講を「業務」として位置づけ、業務時間内に受講できるようにすることの必要性について指摘があった。

また現状は、通信課程の受講による社会福祉主事任用資格取得の意義や目的についての理解が乏しくなっているのではないかという指摘も寄せられた。

- 通信課程については、業務時間中に受講してもらうという担保を明確にした方がよい。当市では業務時間中に受講するようにしている。そうしなければ、どうしても「嫌々」自宅学習をすることになってしまうので、効果的な学びにつながらない。「業務」として受講させることが必要ではないか。
- 本来は業務時間内に通信課程の受講ができれば、負担軽減になるだろう。現状、当自治体では、業務時間内にこうした勉強をすることが難しい状況であり、やはり自宅学習になってしまうため、本人の時間的な負担は大きいだろう。
- 業務時間内に通信課程を受講できるようにするということは、もはや必須であろう。
- 負担軽減が求められている中で、福祉事務所においては「社会福祉主事任用資格がなぜ必要なのか」という部分の理解がやや低いようにも思われる。職場においてその必要性の理解が十分になされていなければ、当然「いらない」「負担だ」という理解にもつながり、「通信課程の受講も、業務も負担である」ということになってしまう。

③財政面からの負担軽減

R6 調査結果からは、組織として無資格者に通信課程の受講をさせることに対して、6割以上の自治体が「課題がある」と感じており、その理由としては「予算確保が困難」という理由が「業務と資格取得の並行が困難である」と並び最多であることも確認された。

受講費用の軽減や、予算措置の充実について指摘が寄せられたほか、財政部門や人事部門との交渉をスムーズにするために、生活保護法施行事務監査の指摘を活用するといった提案もなされた。

- 負担感の中では、予算の面が大きい。「財源負担があるから受講が大変だ」という声も耳にするため、そのあたりは今後も予算措置という形で改善していただきたい。
- 予算については現状、無資格者の全員が受講できるほどには確保できていない。監査で小規模事務所の状況を見ても、しっかり予算確保している事務所もあるが、複数名となると難しいところもある。そうした財政負担が軽減されるとよい。
- 費用負担がネックになっているのであれば、受講費を軽減するということや、予算措置において自治体の負担軽減となる補助金があればよいかと思う。行政機関において、福祉事務所から財務部門に予算要求することが難しいのであれば、生活保護法施行監査を通じて、通信課程受講費の予算措置を財務部門と交渉できるように、また有資格者の配置について人事部門と交渉できるように、バックアップしていただきたい。

3) 地方からの提案を受けて講じる対応案について

社会福祉主事は、福祉行政の第一線機関である福祉事務所において、専門的な知識と技術を必要とする現業を行う所員として配置され、通常の行政職員とは異なることから、任用のための要件が定められている。社会福祉主事として専門的にソーシャルワークを行うに当たっては、福祉分野の相談援助をはじめとする実務経験は有用であるものの、複雑化・複合化する福祉ニーズに対応するにはそれだけでは十分でなく、実務経験のみでは必ずしも習得されない知識等として、通信課程において、業務の基盤となる社会福祉概論や、実務経験分野以外の社会福祉各論等を履修することが必要である。

他方、通信課程の集合研修（スクーリング）や多くの科目については、実務経験が通信課程における学習効果と同等以上であると考えられることから、3日間の集合研修や社会福祉援助技術論、実務経験分野の社会福祉各論等については履修を免除可能とし、負担を大きく軽減することができると考えられる。また、国家資格取得の過程で履修した科目についても実務経験と同様に評価し、履修科目を免除できるようにする。

上記により、複雑化・複合化する福祉ニーズに対する専門性の確保と、自治体における人材確保や自治体・職員の負担軽減等の両立を図っていくことが重要である。

① 実務経験の勘案について

市民（住民）から寄せられる福祉に関する相談は複雑化・複合化しているところであり、これらに対応する社会福祉主事の質の確保・向上を図っていくことが重要である。他方、人材不足のために社会福祉主事任用資格保有者を確保しにくい状況があることや、多様な人材の従事を可能とするために、実務経験を加味した任用要件の緩和を求める意見があることを踏まえ、実務経験を勘案することで本人や自治体の負担軽減を図る。

対応案：実務経験（福祉に関する相談援助業務：204施設、のべ358職種）が1年以上ある場合、以下のとおり集合研修や履修科目を免除可能とする。

現在の通信課程

- 1 集合研修（スクーリング）
 - 演習を中心とした連続3日間の研修
- 2 集合研修以外の学習
 - 履修科目15科目（テキストを読んで課題に取り組む）



実務経験を勘案した対応案

- 1 集合研修（スクーリング） → 免除可能※
 - 2 集合研修以外の学習については、次のような取り扱いとする。
 - 1) 社会福祉概論Ⅰ・Ⅱ → 引き続き履修
 - 2) 社会福祉援助技術論Ⅰ・Ⅱ → 免除可能※
 - 3) 上記1) 2) 以外の科目
 - ① 実務経験分野に関連する科目は免除可能※
 - ② 大学等で履修の科目や資格取得の過程で履修の科目は免除可能※
- ※…本人や自治体が希望すれば受講可能とし、学びのニーズには引き続き応えていけるようにする。

（補足）

- 実務経験分野に関連する科目及び大学等で履修の科目や資格取得の過程で履修の科目の免除は、自治体の確認に基づき行うものとする。

例)

- ・特別養護老人ホームの生活相談員としての実務経験が1年以上ある場合
→老人福祉論、介護概論を免除可能
- ・介護福祉士資格取得過程で社会の理解（社会保障論等）、こころとからだのしくみを履修の場合
→社会保障論、医学一般を免除可能
- ・この他に大学等で法学（法律学、基礎法学、法学入門等）、社会学（社会

理論と社会システム、社会学入門等) を履修の場合
→法学、社会学を免除可能

○社会福祉概論(※)、実務経験分野以外の科目及び大学等で履修の科目や資格取得の過程で履修の科目以外の科目については、実務経験のみでは習得されず、学習が不可欠であるため、引き続き履修するものとする。

※…例えば福祉事務所や社会福祉主事の役割や業務、対人援助職としての基盤となる価値や倫理(知識や技術、権限を適切に行使するための指針)を学ぶ。

② 通信課程の負担軽減について

対応案：

1 集合研修(スクーリング)のオンライン化

○対面のみではなく、双方向オンライン方式での受講も可能(本人や自治体を選択できる)とする。

2 集合研修以外の学習については、実務経験がない場合でも、前述の①実務経験を勘案した対応案の考え方と同様に、次のような取り扱いとする。

○大学等で履修の科目や資格取得の過程で履修の科目は免除可能※

※…本人や自治体が希望すれば受講可能とし、学びのニーズには引き続き応えていけるようにする。

(参考) 実務経験を勘案した見直し案のイメージ

パターン A

介護福祉士＋特別養護老人ホームの生活相談員としての実務経験が1年以上＋大学等で履修の科目や資格取得の過程で履修の科目がある場合

(参考) 実務経験を勘案した見直し案イメージ パターンA

介護福祉士＋特養の生活相談員としての実務経験1年以上＋大学等で履修の科目や資格取得の過程で履修の科目がある場合

【現行】

- 1 集合研修 → 演習を中心とした連続3日間 (8)
- 2 集合研修以外の学習 → 履修科目は15科目 (①～⑭)

【見直し後】

- ・集合研修 (8) → 免除可能
- ・社会福祉援助技術論Ⅰ・Ⅱ (8)(9) → 免除可能
- ・実務経験分野に関連する老人福祉論 (10) 介護概論 (11) → 免除可能
- ・大学等で履修の法学 (12) 社会学 (13) → 免除可能
- ・資格取得の過程で履修の社会保障論 (3) 医学一般 (14) → 免除可能

現在の通信課程	集合研修 実施期間	集合研修以外 の学習期間
①社会福祉概論Ⅰ ※テキスト計272頁		0.5か月
②社会福祉概論Ⅱ		0.5か月
③社会保障論 ※テキスト計446頁		0.5か月
④公的扶助論 ※テキスト計302頁		0.5か月
⑤地域福祉論 ※テキスト計382頁		0.5か月
⑥児童家庭福祉論 ※テキスト計300頁		0.5か月
⑦障害者福祉論 ※テキスト計282頁		0.5か月
⑧老人福祉論 ※テキスト計322頁		0.5か月
⑨介護概論 ※テキスト計204頁		0.5か月
⑩法学 ※テキスト計262頁		0.5か月
⑪社会学 ※テキスト計400頁		0.5か月
⑫心理学 ※テキスト計140頁		0.5か月
⑬医学一般 ※テキスト計500頁		0.5か月
⑭社会福祉援助技術論Ⅰ ※テキスト計510頁		0.5か月
⑮社会福祉援助技術論Ⅱ		0.5か月
⑯集合研修 (スクーリング) 演習を中心とした研修	3日間 (約17時間)	
合計		15科目 約8ヶ月

実務経験を勘案した見直し案	集合研修 実施期間	集合研修以外 の学習期間
①社会福祉概論Ⅰ		0.5か月
②社会福祉概論Ⅱ		0.5か月
③社会保障論		免除可能
④公的扶助論		0.5か月
⑤地域福祉論		0.5か月
⑥児童家庭福祉論		0.5か月
⑦障害者福祉論		0.5か月
⑧老人福祉論		免除可能
⑨介護概論		免除可能
⑩法学		免除可能
⑪社会学		免除可能
⑫心理学		0.5か月
⑬医学一般		免除可能
⑭社会福祉援助技術論Ⅰ		免除可能
⑮社会福祉援助技術論Ⅱ		免除可能
⑯集合研修 (スクーリング) 演習を中心とした研修	免除可能	
合計		7科目 約3.5ヶ月

- 15科目 (約8ヶ月) の学習が、7科目 (約3.5ヶ月) に短縮
- ※「免除可能」とする科目であっても、本人や自治体が希望すれば受講可能

パターンB

保育士+児童養護施設での実務経験 1 年以上+大学等で履修の科目や資格取得の過程で履修の科目がある場合

(参考) 実務経験を勘案した見直し案イメージ パターンB

保育士+児童養護施設での実務経験1年以上+大学等で履修の科目や資格取得の過程で履修の科目がある場合

【現行】

- 1 集合研修 → 演習を中心とした連続3日間 (⑩)
- 2 集合研修以外の学習 → 履修科目は15科目 (①~⑨)

【見直し後】

- ・集合研修 (⑩) → 免除可能
- ・社会福祉援助技術論Ⅰ・Ⅱ (⑪⑫) → 免除可能
- ・実務経験分野に関連する児童家庭福祉論 (⑬) → 免除可能
- ・大学等で履修の法学 (⑭) → 免除可能
- ・資格取得の過程で履修の児童家庭福祉論 (⑬) 心理学 (⑮) → 免除可能

約8ヶ月間

現在の通信課程	集合研修 実施期間	集合研修以外 の学習期間
①社会福祉概論Ⅰ ※テキスト計272頁		0.5か月
②社会福祉概論Ⅱ		0.5か月
③社会保健論 ※テキスト計346頁		0.5か月
④公的扶助論 ※テキスト計302頁		0.5か月
⑤地域福祉論 ※テキスト計392頁		0.5か月
⑥児童家庭福祉論 ※テキスト計300頁		0.5か月
⑦障害者福祉論 ※テキスト計392頁		0.5か月
⑧老人福祉論 ※テキスト計322頁		0.5か月
⑨介護概論 ※テキスト計384頁		0.5か月
⑩法学 ※テキスト計362頁		0.5か月
⑪社会学 ※テキスト計480頁		0.5か月
⑫心理学 ※テキスト計340頁		0.5か月
⑬医学一般 ※テキスト計200頁		0.5か月
⑭社会福祉援助技術論Ⅰ ※テキスト計510頁		0.5か月
⑮社会福祉援助技術論Ⅱ		0.5か月
⑩集合研修(スクーリング) 演習を中心とした研修	3日間 (約174時間)	
合計		15科目 約8ヶ月

実務経験を勘案した見直し案		集合研修 実施期間	集合研修以外 の学習期間
【見直し後】 ・大学等で履修の科目や 資格取得の過程で履修の科目も 免除可能	①社会福祉概論Ⅰ		0.5か月
	②社会福祉概論Ⅱ		0.5か月
	③社会保健論		0.5か月
	④公的扶助論		0.5か月
	⑤地域福祉論		0.5か月
	⑥児童家庭福祉論		免除可能
	⑦障害者福祉論		0.5か月
	⑧老人福祉論		0.5か月
	⑨介護概論		0.5か月
	⑩法学		免除可能
	⑪社会学		0.5か月
	⑫心理学		免除可能
	⑬医学一般		0.5か月
【見直し後】 ・資格取得 免除可能	⑭社会福祉援助技術論Ⅰ		免除可能
	⑮社会福祉援助技術論Ⅱ		免除可能
	⑩集合研修(スクーリング) 演習を中心とした研修		免除可能
合計			10科目 約5ヶ月

- 15 科目 (約 8 ヶ月) の学習が、10 科目 (約 5 ヶ月) に短縮

※「免除可能」とする科目であっても、本人や自治体が希望すれば受講可能

(参考) 福祉に関する相談援助業務の範囲について

福祉に関する相談援助業務の範囲については、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 2 条」及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（令和 6 年 7 月 3 日社援発 0703 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）を準用する（ただし、福祉事務所の査察指導員及び現業員・ケースワーカー等として現に配属されている者を除く）。

なお、上記の法令に基づく具体的な施設・事業については、公益財団法人社会福祉振興・試験センターの WEB サイトにて掲載されている「社会福祉士国家試験」の受験資格としての「相談援助業務（実務経験）」に記載されている。

詳細は資料編「4. 福祉に関する相談援助業務の範囲について」参照。

1 児童分野

- ・ 児童福祉法 例) 児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設（児童発達支援センター）など
- ・ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 例) 民間あっせん機関
- ・ 上記以外の児童分野の法令 例) 利用者支援事業を行っている施設、児童デイサービス事業など

2 高齢者分野

- ・ 介護保険法 例) 介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設）など
- ・ 老人福祉法 例) 養護老人ホーム、老人福祉センター（特 A 型、A 型、B 型）、老人介護支援センター（在宅介護支援センター）など
- ・ 上記以外の高齢者分野の法令 例) 高齢者総合相談センター、生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）など

3 障害者分野

- ・ 身体障害者福祉法 例) 身体障害者更生相談所、身体障害者福祉センター、点字図書館など
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 例) 精神保健福祉センター
- ・ 知的障害者福祉法 例) 知的障害者更生相談所
- ・ 障害者総合支援法 例) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、基幹相談支援センター、身体障害者更生援護施設など
- ・ のぞみの園法 例) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設「のぞみ

の園」

- ・ 発達障害者支援法 例) 発達障害者支援センター
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律 例) 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者雇用支援センターなど
- ・ 職業安定法 例) 公共職業安定所
- ・ 上記以外の障害者分野の法令 例) 知的障害者福祉工場、聴覚障害者情報提供施設など

4 その他の分野

- ・ 地域保健法 例) 保健所
- ・ 医療法 例) 病院・診療所
- ・ 生活保護法 例) 救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設、非保護者就労支援事業を行っている事業所など
- ・ 生活困窮者自立支援法 例) 生活困窮自立相談支援事業を行っている自立相談支援機関など
- ・ 社会福祉法 例) 福祉事務所、隣保館、都道府県社会福祉協議会、市（特別区を含む）町村社会福祉協議会など
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 例) 女性相談支援センター、女性自立支援施設
- ・ 母子保健法 例) 母子健康包括支援センター、産後ケア事業を実施する施設
- ・ 配偶者暴力防止法 例) 配偶者暴力相談支援センター
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法 例) 母子・父子福祉センター
- ・ 刑事収容施設法 例) 刑事施設
- ・ 少年院法 例) 少年院
- ・ 少年鑑別所法 例) 少年鑑別所
- ・ 更生保護法 例) 地方更生保護委員会、保護観察所
- ・ 更生保護事業法 例) 更生保護施設
- ・ 裁判所法 例) 家庭裁判所
- ・ 労働者災害補償保険法 例) 労災特別介護施設
- ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律 例) 難病相談支援センター
- ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律 例) 「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関
- ・ 上記以外の法令（厚生労働大臣が個別に認めた施設を除く） 例) ひきこもり地域支援センター、地域定着支援センターなど

5 現在廃止事業の分野 略

5. 今後の課題

本調査研究の論点である「実務経験の勘案」と「通信課程の負担軽減について」のほか、委員から指摘のあった事項について「今後の課題」として下記に整理する。

まず重要なことは、学びの意義の理解と意識共有の推進である。例えば、通信課程受講中の職員に対する声掛けなどを通して管理職員の理解を進めていくことに加え、通信課程受講にかかる予算確保の重要性が自治体の人事・財政部門にも理解してもらえるようにすることが重要である。次に、複雑化・複合化する市民（住民）の福祉ニーズに的確に答えていくためには、職員配置後及び資格取得後にも研修等の機会を通じて継続的に専門性を確保することが重要である。

加えて、あらためて通信課程の科目の見直しに向けた検討も今後の課題である。そして最後に社会福祉主事制度の在り方については、今回の地方からの提案を受けて講じる対応案の運用状況や福祉を取り巻く状況等も踏まえつつ、引き続き中長期的な課題としていくことが期待される場所である。

①学びの意義の理解と意識共有

R6 調査結果からは、組織として無資格者に通信課程の受講をさせることに対して、6割以上の自治体が「課題がある」と感じていることが確認されたが、検討会委員及びヒアリングを行った分権提案団体からは、通信課程の受講経験者の声として「受けてよかった」「業務に役立っている」という声があることも明らかになった。

また、管理職が通信課程受講中の職員に対し、日々の業務と学びを関連づける声掛けをしている（例えば、支援に行き詰った際は「通信課程ではどう学んだだろう」と尋ね、支援が前進した際は「学んだことを生かしているね」と声掛けする）ところもある。

こうした取組からは、課長等の管理職員が、生活保護業務に必要な考え方・知識・技術への学びの必要性を十分認識し、通信課程受講者にその意義を意識的に伝えることで、職員の精神的負担軽減の一助となることが窺える。

他方でこれは、現場の管理職員の理解と対応のみで解決できるものでもない。厳しい財政状況にある中では、現場がどれほど通信課程の受講に向けて尽力しても、財政部門にその理解がなければ、「カリキュラム上での負担軽減」をしても状況は変わらないのではないかという指摘もなされた。今後、管理職員の意識・理解とともに、自治体としての理解の双方が推進されていくことが望まれる。

- 通信課程受講経験者の声を聴くと、「受けてよかった」「業務に役立っている」という声があり、「受けない方がよかった」「必要なかった」という声は少なかった。つまり、通信課程の受講による資格取得を通じて、業務負担が低減するという事だろう。そのためには管理職がマネジメントし、受講時間を確保することが重要である。
- 監査等で指摘を受けても、人事や財政部門からは「主管課で対応すればよい」と言われてしまう。現場の福祉事務所職員たちがどれほど一生懸命取り組もうとしても、自治体に裁量がある状態で、かつ財政状況が厳しい場合は、おそらくいくらカリキュラム上で負担軽減をしても、対応できないだろう。

②現行の人員配置上の問題

委員所属自治体及びヒアリングを行った分権提案団体では、職員が福祉事務所に配属されるまで当該職員が社会福祉主事任用資格を所有しているかが分からないといった状況が生じていることも確認された。生活保護担当部署としては、無資格者が何人配置されるかも分からない中で、毎年通信課程受講のための予算措置を行っている状況も少なくない。

法令遵守の観点からは、社会福祉主事任用資格保有者が生活保護担当部署に配置されるための配慮が必要であり、無資格者を配置せざるを得ないのであれば、通信課程受講のための予算措置への配慮が必要である。他方で実態としてはこのようになっていないことに対して、現状「生活保護担当部署の努力による解決に委ねられすぎている感覚」が、今回のアンケート調査結果にも表れていると推察される。

現在、どの自治体も人員確保は容易でなく、採用活動に尽力されている状況があるのは確かである。そのような中で、いかに適切に人員を配置していくかについては、継続的な課題である。

- 職員を任命する際に、資格要件を調べたうえで配置することはあり得るのではないか。また最近では、高卒入庁者をCWとして配置しなければならない状況もある。当然無資格であるが、全員分の受講予算を確保できず、各事務所から受講者を推薦していただいている。他方で若手職員は3年程度で他部署に異動してしまい、また新たな無資格者が配置される。せっかく取得した資格が生かされない課題もある。
- これは人事政策の問題でもあり、地方に限った問題でもないだろう。自治体として生活保護業務を適切に行うためには、その担い手である職員に対して当然、育成や専門性の向上に向けた費用を投じる必要がある。
- 「最終的には住民のためになることは理解しているが、今はこれだけのことしかできない」という自治体もあるだろう。規制をかけるならば、罰則規定まで設けなければ意味がないのではないかと思うことは多々ある。「標準数」についても同様であろう。そうした議論もなければ、市民（住民）の福祉の確保はできないのではないか。
- この提案そのものへの回答とは別に、社会福祉主事任用資格所有者の確認をサポートできるような方策が考えられないか。例えば「このよう

な方は社会福祉主事任用資格所有者に該当しますよ」ということがよく理解できる、わかりやすいマニュアルの作成などがイメージされる。

③配置後の育成の取組を充実させる必要性

生活保護業務を適切に行い、複雑化・複合化する市民（住民）のニーズに応えていくためには、社会福祉主事任用資格の取得をすることがゴールではない。

配置後及び資格取得後にも、研修等の機会を通じて継続的に学びを深め、実践力の向上を図ることが、よりよい支援を行うための一助となる。

またもう一方の面から見ると、身に付けた考え方・知識・技術は、職員の円滑な業務遂行を助け、健康や安全を守ることにもつながる。「支援の質の確保」と「職員の安心・安全の確保」の両面から、資格取得のみならず、その後の育成の取組についても、今後さらなる充実が求められる。

- 入庁後に他部署を経験してから生活保護担当部署に配属されるケースにおいては、「学んだことを実践する」だけではなく、他業務で得た実践経験や知識に、改めて福祉の学びを重ねることで、整理・理解できることがある。そうした意味で、3科目主事に指定されている履修科目を改めて見ると、距離感はあるけれども、全く無関連のものはない。これは「資格があればよし」ということではない。何らかの実践経験がある無資格者が、改めて社会福祉主事任用資格取得のために学ぶ意味は、非常に大きいのではないか。
- 「任用資格制度」は、あくまでも「持っている」という1つの指標にすぎない。その後の質を維持・向上させるためには別の手立てが必要となる。人員体制の観点からは、社会福祉主事任用資格の所有者を配置できているか。加えて、どれだけ質の維持・向上のための現任訓練（OJT）や研修、査察指導を行う体制がとられているか。資格があれば仕事ができるかと言われると、それは自動車の運転で言うところのペーパードライバーであるため、路上を走れるかどうかはその後の話になる。ペーパードライバーの方が自力で運転できるよう、手助けをするための仕組みづくりをしなければならないだろう。

④通信課程の科目の見直しに向けた検討

通信課程の負担軽減を検討するにあたって、通信課程の科目の見直しに向けた検討の必要性についても指摘がなされた。

- 負担軽減策を講じる中では、受講科目を絞っていくこともあるように思うが、その中では今後「何を必ず学ぶべき科目にするのか」という議論も必要になるのではないか。
- 現行の通信課程の科目には「社会福祉主事論」というものがない。これまでは、一見すると統合されていないような多様な科目を学んだうえで、「それが社会福祉主事である」と、自ら統合させていたと考えられるが、現状においては「そもそも何のためにこのスクーリングを受けて、自分たちがどうなっていこうとするのかを学ぶ科目」が必要なのではないか。そうでなければ「監査で指摘されるから通信課程を受講しなければならない」という理解に帰結してしまうだろう。
- 受講科目については、共通するものを圧縮することができるかどうかという検討もあるだろう。

⑤社会福祉主事制度の在り方について

今回の検討を契機として、今日の変化に対応するようなかたちに社会福祉主事制度を見直していくことも重要な課題ではないかとの指摘がなされた。いわゆる3科目主事の在り方や実務経験のみで資格取得を認めることの是非を含め社会福祉主事制度の在り方については、今回の地方からの提案を受けて講じる対応案の運用状況や福祉を取り巻く状況等も踏まえつつ、引き続き中長期的な課題としていくことが期待されるところである。

- 「そもそも3科目主事には専門性がない」「意味がない」という意見も聞くが、なぜ履修の有無で判断されるのか。高等教育で社会福祉に関連する科目を履修した、イコール身に付けた者、ということが前提の規定であるはず。「覚えていない」「意味がない」なら、そもそも高等教育の履修とは何なのか、という議論になってしまう。その整理も必要ではないか。
- 3科目主事を配置したからといって、CWの業務に楽に入りこめるかと言うとやはりそうでもない。通信課程受講者は、業務時間外での学習やスクーリングで努力されており、そのバランスを踏まえると、いかがなものかと思う。
- 3科目主事の問題をそのままにしてよいのか。制度開始時には仕方がなかった一方で、結局この問題をそのままにしてきたことが、こうした現状に至る大きな要因になっており、それが悪循環につながっているのではないか。
- 3科目主事のルートは、昭和25年に社会福祉主事に関する法律ができた当時、高等教育を受けた人が行政機関にどれだけ入っていたのかということである。そもそも高等教育を受ける人の数が少ない時代の中で、3科目を履修しているということであるが、3科目主事だからよいということではなく、あくまでも経過的な措置として考えられていた。ある意味では、2号ルートやその他のルートにおいて改めて資格を取得していただくことが本来の立て付けであった。



資 料 編

1. R6 調査について

1) 調査項目

福祉事務所現業員（生活保護担当）の任用状況等に関する調査

【回答フォーム URL】

【調査項目】 ※アンケートフォームから質問項目のみ抜粋

福祉事務所現業員（生活保護担当）の任用状況等に関する調査

1 貴福祉事務所の基本情報について
1. 都道府県名
2. 市町村名 (例) ●●市 ※都道府県郡部事務所は記載不要。
3. 回答者の所属/役職 (例) ●●福祉事務所●●課/●●長

2 貴福祉事務所の人員配置について 現業員の状況についておたずねします。 ※令和7年3月1日時点の、配置基準に換算される正規職員数（退職者含む）で回答してください。
4. 現業員の合計人数（単位：人） 【社会福祉法 第15条】
5. 上記4の現業員のうち、社会福祉主事の人数（単位：人） ※令和7年3月1日時点で主事の要件を満たしている方の人数を記載ください。現在主事養成課程を受講中の方は、下記14の無資格者とした上で、理由に受講中である旨記入してください。
6. 上記5の社会福祉主事のうち、指定科目の履修により任用要件を満たした者の人数（単位：人） 【社会福祉法 第19条第1項第1号】 ※ここではいわゆる3科目主事のみ該当する人数を記入してください。社会福祉士等を有する場合には、下記11～13に記入してください。
7. 上記6の指定科目の履修により任用要件を満たした者のうち、教育内容による読み替えで任用要件を満たした者の人数（単位：人） 【「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替の範囲等について」（平成12年9月13日社援第2073号）の別添「社会福祉主事の資格に関する「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」の読替の範囲等について」1（2）】 ※3科目の内1科目でも該当する場合は回答してください。
8. 上記5の社会福祉主事のうち、養成機関（通信課程に限る）の修了により任用要件を満たした者の人数（単位：人） 【社会福祉法 第19条第1項第2号】
9. 上記5の社会福祉主事のうち、養成機関（通信課程を除く）の修了により任用要件を満たした者の人数（単位：人） 【社会福祉法 第19条第1項第2号】
10. 上記5の社会福祉主事のうち、都道府県講習会の受講により任用要件を満たした者の人数（単位：人） 【社会福祉法 第19条第1項第2号】
11. 上記5の社会福祉主事のうち、社会福祉士である者の人数（単位：人） 【社会福祉法 第19条第1項第3号】 ※社会福祉士と精神保健福祉士の両方を有する場合は、この11に記入してください。

<p>12. 上記 5 の社会福祉主事のうち、精神保健福祉士である者の人数（単位：人） 【社会福祉法 第 19 条第 1 項第 5 号】 【社会福祉法施行規則 第 1 条の 2 第 1 号】 ※精神保健福祉士と社会福祉士の両方を有する場合、上記 11 に記入してください。</p>
<p>13. 上記 5 の社会福祉主事のうち、上記 6～12 以外の任用要件を満たした者の人数（単位：人） 【社会福祉法 第 19 条第 1 項第 5 号】 【社会福祉法施行規則 第 1 条の 2 第 2 号】</p>
<p>14. 上記 4 の現業員のうち、無資格者（令和 7 年 3 月 1 日時点で社会福祉主事任用資格を有しない者（通信課程等を受講中の者も含む））の人数（単位：人）</p>
<p>15. 上記 14 の無資格者（社会福祉主事任用資格を有しない者）がいる場合、その理由を記入してください。 ※無資格者がいない場合は回答不要です。</p>
<p>16. 上記 4 の現業員のうち、社会福祉主事任用資格の有無が不明な者の人数（単位：人）</p>
<p>17. 上記 16 の者がいる場合、その理由を記入してください。 ※不明な者がいない場合は回答不要です。</p>
<p>18. 上記 14・16 で回答いただいた現業員（無資格・資格不明者）のうち、現業員になる前の業務が「相談援助業務」である者について、どの分野での業務経験かを回答してください。 ※複数人数がいる場合には複数回答の上、次の設問において、人数分の具体的な業務経験を回答してください。 無資格者・資格不明者はいない 高齢者福祉 障害者福祉 児童・家庭福祉 貧困に対する支援 地域福祉 権利擁護 刑事司法 医療 その他</p>
<p>19. 上記 18 で回答いただいた者の具体的な業務内容及び資格名を回答してください。※上記 18 で複数選択した場合、人数分を回答してください。</p>

<p>3 新卒等、実務経験の無い者の任用について 大学等を卒業し、本年度（令和 6 年度）、現業員として新たに任用された者（新卒者等で実務経験の無い者）についておたずねします。</p>
<p>20. 前頁 4 の現業員のうち、本年度（令和 6 年度）、社会福祉主事として新たに任用された者（新卒者等で実務経験の無い者）の数（単位：人）</p>

<p>4 社会福祉主事任用資格要件について 貴福祉事務所の状況についておたずねします。</p> <p>21. 有資格者と同様に無資格者が現業業務を実施することに支障があると感じているかどうか回答してください。 (選択式)</p> <p>1. とてもそう感じている 2. ややそう感じている 3. あまり感じていない 4. 全く感じていない</p> <p>22. 上記 21 で回答した理由を記入してください。 (自由記述)</p> <p>23. 福祉事務所における現業職員の全てが資格要件を満たすのは困難であると感じているかどうか回答してください。 (選択式)</p> <p>1. とてもそう感じている 2. ややそう感じている 3. あまり感じていない 4. 全く感じていない</p> <p>24. 上記 23 の理由を記入してください。 (例：資格要件があるため柔軟な人事配置が難しい。福祉職の採用により無資格者の配置はない。) (自由記述)</p>
--

<p>5 社会福祉主事任用資格取得のための通信課程受講について 貴福祉事務所の状況についておたずねします。</p> <p>25. 2 頁 14 の無資格者のうち、本年度（令和 6 年度）、通常業務に従事しながら通信課程を受講している者の数及び受講経費（受講費用、スクーリングのための交通費等）のうち公費負担額（単位：人、万円）</p> <p>25. 受講者数 人</p> <p>26. 公費負担額 万円</p> <p>27. 組織として、無資格者に通信課程を受講させることに対する課題があると感じているかどうか回答してください。</p> <p>1. とてもそう感じている 2. ややそう感じている 3. あまり感じていない 4. 全く感じていない</p> <p>28. 上記 27 で選択いただいた理由を記入してください。 (例：公務としての受講となるが予算の制約がある。近年、受講実績がない。) (自由記述)</p>
--

<p>6 当該アンケートに対する照会先</p> <p>29. 当該アンケートについて、質問を受けていただける担当者名を記入してください。 担当者：○○○ 電話番号：○○○○-○○-○○○○ E-mail：xxxxxxxx@xx.xx.jp</p>
--

以上

2) 調査結果

0 調査実施概要

■ 調査方法

調査・照会（一斉調査）システムにより、全国の自治体へアンケートフォームを送付。自治体が所管する福祉事務所へアンケートフォームの URL を展開の上、各福祉事務所が回答。

■ 調査期間

令和 7 年 3 月 14 日金曜日～4 月 23 日水曜日

■ 回収数、回答率

調査客体数 1,240

回答数 371

回答率 29.9%

※回答数には行政区あるいは支所をまとめて回答している政令市及び中核市を含む。

1 貴福祉事務所の基本情報について

問 1. 都道府県名

問 2. 市町村名

問 3. 回答者の所属／役職

回答数 371（重複回答等を除いた数）

2 貴福祉事務所の人員配置について

■ エラーチェック後（n=218）

※回答の整合性が確認された福祉事務所数 218 を集計対象。

			人数	割合	割合の 計算式
問 4	現業員の合計人数		2,833		
	問 5	現業員のうち、社会福祉主事の数	2,486	87.8%	問 5 / 問 4
	問 6	社会福祉主事のうち、指定科目の履修により任用要件を満たした者の人数（3科目主事）	1,608	64.7%	問 6 / 問 5
	問 7	指定科目の履修により任用要件を満たした者のうち、教育内容による読み替えて任用要件を満たした者の人数	563	35.0%	問 7 / 問 6
	問 8	社会福祉主事のうち、養成機関（通信課程に限る）の修了により任用要件を満たした者の人数	520	18.4%	問 8 / 問 5
	問 9	社会福祉主事のうち、養成機関（通信課程を除く）の修了により任用要件を満たした者の人数	10	0.4%	問 9 / 問 5
	問 10	社会福祉主事のうち、都道府県講習会の受講により任用要件を満たした者の人数	12	0.4%	問 10 / 問 5

	問 11	社会福祉主事のうち、社会福祉士である者の人数	323	11.4%	問 11／問 5
	問 12	社会福祉主事のうち、精神保健福祉士である者の人数	11	0.4%	問 12／問 5
	問 13	社会福祉主事のうち、上記 6～12 以外の任用要件を満たした者の人数	2	0.1%	問 13／問 5
	問 14	現業員のうち、無資格者（令和 7 年 3 月 1 日時点で社会福祉主事任用資格を有しない者（通信課程等を受講中の者も含む））の人数	347	12.2%	問 14／問 4
	問 15	（無資格者がいる場合）その理由 ※後掲			
	問 16	現業員のうち、社会福祉主事任用資格の有無が不明な者の人数	0	0%	問 16／問 4
	問 17	（資格の有無が不明な者がいる場合）その理由			-
	問 18	現業員になる前の業務経験分野 ※後掲			
	問 19	問 18 の具体的な業務内容及び資格名 ※後掲			-

■ エラーチェック前 (n=371)

			人数	割合	割合の計算式
問 4	現業員の合計人数		7,154		
	問 5	現業員のうち、社会福祉主事の人数	6,198		
	問 6	社会福祉主事のうち、指定科目の履修により任用要件を満たした者の人数（3科目主事）	3,320		
	問 7	指定科目の履修により任用要件を満たした者のうち、教育内容による読み替えて任用要件を満たした者の人数	1,156		
	問 8	社会福祉主事のうち、養成機関（通信課程に限る）の修了により任用要件を満たした者の人数	1,081		
	問 9	社会福祉主事のうち、養成機関（通信課程を除く）の修了により任用要件を満たした者の人数	110		
	問 10	社会福祉主事のうち、都道府県講習会の受講により任用要件を満たした者の人数	41		
	問 11	社会福祉主事のうち、社会福祉士である者の人数	1,120		
	問 12	社会福祉主事のうち、精神保健福祉士である者の人数	70		
	問 13	社会福祉主事のうち、上記 6～12 以外の任用要件を満たした者の人数	121		

	問 14	現業員のうち、無資格者（令和7年3月1日時点で社会福祉主事任用資格を有しない者（通信課程等を受講中の者も含む））の人数	925		
	問 15	（無資格者がいる場合）その理由 ※後掲			
	問 16	現業員のうち、社会福祉主事任用資格の有無が不明な者の人数	19		
	問 17	（資格の有無が不明な者がいる場合）その理由			
	問 18	現業員になる前の業務経験分野 ※後掲			
	問 19	問 18 の具体的な業務内容及び資格名 ※後掲			

<後掲分>

問 15. 問 14 の無資格者（社会福祉主事任用資格を有しない者）がいる場合、その理由（n=114*）*問 14 で無資格者（社会福祉主事任用資格を有しない者）がいると回答した者

・「通信課程を受講中（受講予定）」に関する回答が最も多くを占めた。

主な回答（抜粋）
通信課程を受講中（受講予定）（81 件）
時間・予算確保の難しさにより、通信課程を受講できない（16 件）
人事異動での配置による（15 件）
その他（6 件）
・ 年度内に退職するため。

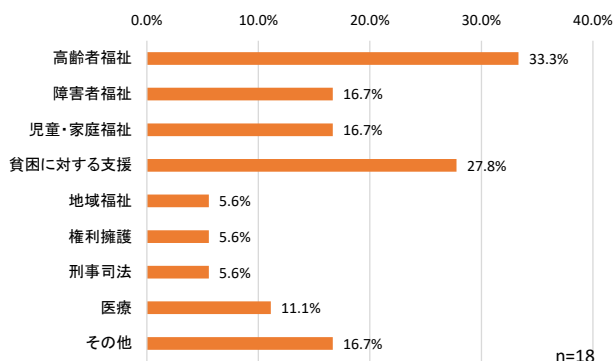
※自由回答の内容から集計カテゴリを作成し複数回答として計上。自由回答については以下同様。

問 18. 問 14・問 16 で回答いただいた現業員（無資格・資格不明者）のうち、現業員になる前の業務が「相談援助業務」である者について、どの分野での業務経験か（n=18*）

*現業員（無資格・資格不明者）が 1 人以上おり、かつ問 18 で選択肢に基づき有効な回答をした者

・「高齢者福祉」「貧困に対する支援」が多い結果となった。

選択肢	回答数	割合
高齢者福祉	6	33.3%
障害者福祉	3	16.7%
児童・家庭福祉	3	16.7%
貧困に対する支援	5	27.8%
地域福祉	1	5.6%
権利擁護	1	5.6%
刑事司法	1	5.6%
医療	2	11.1%
その他	3	16.7%
合計	25	
集計対象者	18	



問 19. 問 18 で回答いただいた者の具体的な業務内容及び資格名（問 18 で複数選択した場合、人数分を回答）（n=18*）

*現業員（無資格・資格不明者）が 1 人以上おり、かつ問 18 で選択肢に基づき有効な回答をした者

主な回答（回答内容より、相談援助業務であることが窺えたものを抜粋）

- ・ 障害者福祉及び自立支援に関すること。
- ・ 障害児相談業務・女性保護相談業務
- ・ こどもの相談担当
- ・ DV 被害に遭っている女性支援
- ・ 地域包括支援センター

3 新卒等、実務経験の無い者の任用について

問 20. 問 4 の現業員のうち、令和 6 年度、社会福祉主事として新たに任用された者（新卒者等で実務経験の無い者）の数（n=218）

- ・ 社会福祉主事として新たに任用された者の数：277

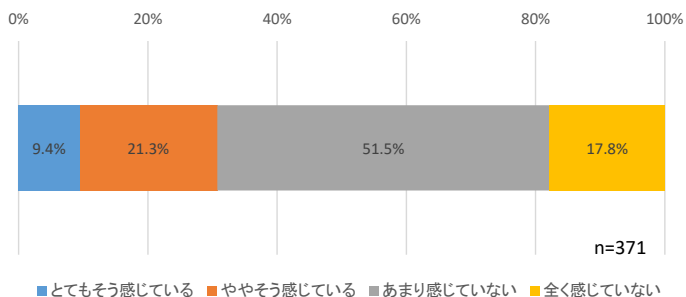
【参考】現業員のうち、社会福祉主事として新たに任用された者の占める割合：9.8%（現業員数：2,833 人）

4 社会福祉主事任用資格要件について

問 21. 有資格者と同様に無資格者が現業業務を実施することに支障があると感じているか (n=371)

・「あまり感じていない」が 51.5%と最も多く、次いで「ややそう感じている」が 21.3%。

選択肢	回答数	割合
とてもそう感じている	35	9.4%
ややそう感じている	79	21.3%
あまり感じていない	191	51.5%
全く感じていない	66	17.8%
合計	371	



問 22-1. 問 21 で「とてもそう感じている」と回答した理由 (n=35)

・最も多くを占めたのは、「業務の専門性が高いため (知識)」に関する意見であった。

主な回答 (抜粋※分類不可能なものを除く)

業務の専門性が高いため (知識) (18 件)

業務の専門性が高いため (技術) (4 件)

精神的負担が大きいため (3 件)

その他 (9 件)

- ・ 無資格の状態で行うのは責任が重い。
- ・ 法の趣旨に反するから。

問 22-2. 問 21 で「ややそう感じている」と回答した理由 (n=79)

・最も多くを占めたのは、「業務の専門性が高いため（知識）」に関する意見であった。

主な回答（抜粋）※分類不可能なものを除く
業務の専門性が高いため（知識）（45 件）
業務の専門性が高いため（技術）（8 件）
業務の専門性が高いため（価値）（6 件）
精神的負担が大きいため（2 件）
その他（5 件）
・ 対人援助や他法他施策の活用に係る知識や訓練が必要であるが、現業員の人数が少ないとオン・ザ・ジョブトレーニングによることにも限界があるため。

問 22-3. 問 21 で「あまり感じていない」と回答した理由 (n=191)

・最も多くを占めたのは、「実務を通じて知識等を習得できるため」に関する意見であった。

主な回答（抜粋）※分類不可能なものを除く
実務を通じて必要な知識等が習得できるため（29 件）
OJT や研修で必要な知識等が習得できるため（28 件）
資格よりも経験が重要であるため（15 件）
既に無資格者が現業業務を行えているため（15 件）
無資格者がいないため（11 件）
その他（23 件）
・ 無資格であっても有資格よりも業務の適性がある場合もあるため。
・ 無資格の現業員には適宜、社会福祉主事任用資格取得の講習受講を促し、業務理解を深めてもらっているため。
・ 無資格者が現業業務をしながら資格取得講座等を受講することの負担の方が問題に感じているから。
・ 有資格、無資格であるかについてはあまり重要ではなく、継続して業務を遂行できるメンタルを有しているかが大切であると感じるため。
・ 相談保護業務だけでなく事務処理業務の能力も多分に必要となるため、必ずしも有資格者であるかどうかは大きな要素にはならないと考えるため。
・ 公務員は法令等に基づき職務を遂行しており、無資格者であっても基礎的な法的思考力を有していれば、現業事務に対応することができると感じているため。なお、生活保護行政は社会福祉制度の根幹を担うものであり、広い視点

で社会福祉全般を捉えて対応していく必要があることから、有資格者を配置していく・資格取得を図っていくことは重要であると考えている。

- ・ 無資格者であっても市役所内の他所属（保健福祉、税務、保険年金等）で得た知識・経験を生かせることから、それほど支障には感じていない。また、現業業務内では知識よりも個々人の判断や価値観がより重要と感じているので、資格の有無の優先順位は低いのではないかと感じている。

問 22-4. 問 21 で「全く感じていない」と回答した理由（n=66）

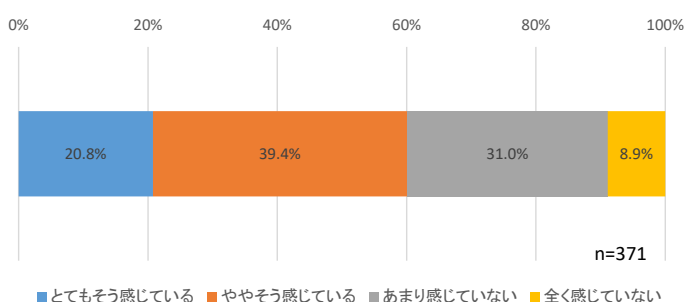
- ・ 最も多くを占めたのは、「既に無資格者が現業業務を行えているため」に関する意見であった。

主な回答（抜粋）※分類不可能なものを除く
既に無資格者が現業業務を行えているため（12件）
無資格者がいないため（10件）
実務を通じて必要な知識等が習得できるため（7件）
資格よりも経験が重要であるため（5件）
OJT や研修で必要な知識等が習得できるため（5件）
その他（9件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉主事の履修科目で学んだことを直接的に活用した事例が乏しいため。 ・ 制度に関する理解があればケースワークをおこなうことに問題がないため。

問 23. 福祉事務所における現業職員の全てが資格要件を満たすのは困難であると感じているか (n=371)

・「ややそう感じている」が 39.4%と最も多く、次いで「あまり感じていない」が 31%となっている。

選択肢	回答数	割合
とてもそう感じている	77	20.8%
ややそう感じている	146	39.4%
あまり感じていない	115	31.0%
全く感じていない	33	8.9%
合計	371	



問 24-1. 問 23 で「とてもそう感じている」と回答した理由 (n=77)

・最も多くを占めたのは、「柔軟な人員配置が難しいため」に関する意見であった。

主な回答（抜粋）※分類不可能なものを除く
柔軟な人員配置が難しいため（54 件）
業務と資格取得の並行が困難であるため（12 件）
資格取得のための予算確保が困難であるため（7 件）
資格取得までの間無資格になるため（3 件）

問 24-2. 問 23 で「ややそう感じている」と回答した理由 (n=146)

・最も多くを占めたのは、「柔軟な人員配置が難しいため」に関する意見であった。

主な回答（抜粋）※分類不可能なものを除く
柔軟な人員配置が難しいため（87 件）
資格取得のための予算確保が困難であるため（20 件）
業務と資格取得の並行が困難であるため（14 件）
資格取得までの間無資格になるため（11 件）
その他（3 件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知識が一定量以上にあることだけでなく、配置された職員自体が、もともと他人に関心が向くかどうか非常に重要となるため。（他人に無関心の人に、被保護者のサポートはできない） ・ 社会福祉主事任用資格の取得自体に困難さは感じなかったが、当福祉事務所は過去何人か資格取得に至らなかった者もいるため、100 パーセント達成することはできないのだろうと考える。

問 24-3. 問 23 で「あまりそう感じていない」と回答した理由 (n=115)

・最も多くを占めたのは、「配属後に養成講座等を受講できるため」に関する意見であった。

主な回答（抜粋）※分類不可能なものを除く
配属後に養成講座等を受講できるため（48 件）
人事対応ができているため（福祉職採用を含む（23 件）
無資格者の配置がないため（6 件）
その他（3 件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 数年に 1 人程度の無資格者の配置であるため。 ・ 組織的な資格取得のフォローができているため。

問 24-4. 問 23 で「全く感じていない」と回答した理由 (n=33)

・最も多くを占めたのは、「人事対応ができているため（福祉職採用を含む）」に関する意見であった。

主な回答（抜粋）※分類不可能なものを除く

人事対応ができているため（福祉職採用を含む）（8 件）

無資格者の配置がないため（7 件）

配属後に養成講座等を受講できるため（4 件）

5 社会福祉主事任用資格取得のための通信課程受講について

問 25. 問 14 の無資格者のうち、令和 6 年度、通常業務に従事しながら通信課程を受講している者の数 (n=112*)

・通信課程を受講している者の数（合計）：228 人、（平均）2.0 人／1 福祉事務所

【参考】問 25 で有効回答のあった福祉事務所数 112 のうち、受講している者がいない福祉事務所数 12 (10.1%)、受講者数が 1 人以上いる福祉事務所数 100 (90.1%)

問 26. 問 14 の無資格者のうち、令和 6 年度、通常業務に従事しながら通信課程を受講している者の受講経費（受講費用、スクーリングのための交通費等）のうち公費負担額 (n=112*)

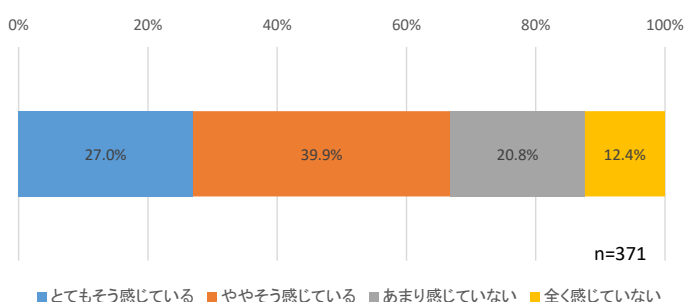
・1 人あたり公費負担額（平均）：15.1 万円

*上記の問 25・問 26 は、「2 貴福祉事務所の人員配置について」の集計対象である福祉事務所数 218 から無効な回答（問 14 で無資格の現業員数を「0」としつつ問 25・問 26 に記入のあった回答や不明）を除いた 112 が集計対象。

問 27. 組織として、無資格者に通信課程を受講させることに対する課題があると感じているか (n=371)

・「ややそう感じている」が 39.9%と最も多く、次いで「とてもそう感じている」が 27%。

選択肢	回答数	割合
とてもそう感じている	100	27.0%
ややそう感じている	148	39.9%
あまり感じていない	77	20.8%
全く感じていない	46	12.4%
合計	371	



問 28-1. 問 27 で「とてもそう感じている」と回答した理由 (n=100)

・最も多くを占めたのは、「予算確保が困難であるため」「業務と資格取得の並行が困難であるため」に関する意見であった。

主な回答（抜粋）※分類不可能なものを除く
予算確保が困難であるため（48 件）
業務と資格取得の並行が困難であるため（48 件）
受講中の職場の体制確保が困難であるため（7 件）
受講実績がない・乏しいため（3 件）
その他（9 件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公費負担で資格を取得しても、専門職での採用でないため、人事異動で他部署に配属されてしまう。 ・ 公費の支出となるため、資格取得に至らなかった場合のリスクが大きい。 ・ そもそもが人気職種ではないので、資格を取ってでも現業員をやりたいという人がいない。資格を取らなければ異動の対象にせざるを得ず、本人もそれを望んでいる。

問 28-2. 問 27 で「ややそう感じている」と回答した理由 (n=148)

・最も多くを占めたのは、「予算確保が困難であるため」に関する意見であった。

主な回答（抜粋）※分類不可能なものを除く
予算確保が困難であるため（72 件）
業務と資格取得の並行が困難であるため（65 件）
受講中の職場の体制確保が困難であるため（8 件）
受講実績がない・乏しいため（8 件）
その他（6 件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者の選定において、今後のキャリアが制限されることにつながるのではないかとの懸念から受講希望を受けるのが難しい場合がある。 ・ 旅費も含め受講のための予算は確保しているが、一般財源であり、スクーリングをなくし通信のみにするなど、より安価な受講方法が望まれる。 ・ 任期付き採用職員については、いずれ退職するため。

問 28-3. 問 27 で「あまり感じていない」と回答した理由 (n=77)

・最も多くを占めたのは、「業務として必要であるため」に関する意見であった。

主な回答（抜粋）※分類不可能なものを除く
業務として必要であるため（10 件）
受講実績がない・乏しいため（9 件）
現時点では予算が確保できているため（7 件）
その他（4 件）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現職員が知る限り、無資格者が現業員として配置されたことが無い。 ・ 個人としては新任で業務に不慣れな中で時間を割いての資格取得は努力を要する。組織としては法定であり、かつ有意な勉強（研修）の機会となり得る。

問 28-4. 問 27 で「全く感じていない」と回答した理由 (n=46)

・最も多くを占めたのは、「無資格者の配置がないため」に関する意見であった。

主な回答（抜粋）※分類不可能なものを除く
無資格者の配置がないため（8件）
受講実績がない・乏しいため（6件）
現時点では予算が確保できているため（4件）
業務として必要であるため（3件）
その他（2件）
・前もって受講日程が決められるので、計画的に仕事を進められる。日程変更も可能である。

—以上—

2. 分権提案団体ヒアリング調査について

■調査の概要（再掲）

1) 調査の目的

分権提案の背景や当該団体がおかれている状況、想定される実務経験の内容・経験年数等の具体的なイメージについて詳細な情報を得ること

2) 対象

分権提案団体（一般市）

3) 調査実施日

令和7年12月22日（月）13時30分～14時45分

4) 調査方法

オンライン（zoom）による実施

5) ヒアリング参加者

- ・事務局
- ・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
- ・内閣府地方分権改革推進室

6) 調査項目

○「実務経験のみでの資格取得」について

- ①実務経験者の採用事例
- ②分権提案団体の現況（無資格者数、通信課程受講状況、人事担当部署の考え方や課題等）
- ③スクーリングにかかる職員の負担の具体的な状況
- ④社会福祉主事任用資格の取得を認めてもよいと考えられる実務経験の具体的なイメージ（内容、経験年数）

○「資格取得の負担の軽減を図ることも含めた要件緩和」について

- ①通信課程受講に際しての負担軽減として考慮されてもよいと考えられる実務経験の具体的なイメージ（内容、経験年数）
- ②通信課程受講に際して、一部のカリキュラムを省略してもよいと考えられる実務経験の具体的なイメージ（内容、経験年数）

■調査の結果

○「実務経験のみでの資格取得」について

①実務経験者の採用事例

- ・前提として、「実務経験者を職員として採用する事例」は、必ずしも生活保護に限らない。
- ・よくある事例として、介護保険の広域連合をはじめとする、生活保護以外の福祉部門で数年の経験を積んだ職員がいる。他方でそうした職員に社会福祉主事資格がない場合、(CW等として配置されないため)、せっかくの経験が生かされない状況がある。

②分権提案団体の現況（無資格者数、通信課程受講状況、人事担当部署の考え方や課題等）

- ・社会福祉士や精神保健福祉士の資格であれば、本人も自覚しており周囲の職員から見ても分かりやすいが、3科目主事となると分かりづらく、人事部門も資格取得状況を簡単には把握できないのが現状。
- ・令和7年4月時点では無資格者はおらず、今年度は養成課程受講の必要はない。他方で人事異動により無資格者が配置される可能性を考慮し、1名分の予算措置はしている。

③スクーリングにかかる職員の負担の具体的な状況

- ・職員を送り出す組織側からすると、自宅学習が中心になり、「公費で受講させるのにこれが仕事なのか仕事ではないのかが微妙な状態」である中で、膨大な時間を費やしてしまうことに申し訳ない気持ちもある。他方で勤務時間中に勉強して、肝心の現業が止まってもいけないため、ジレンマのようなものはある。「勉強は進んでいますか」という声掛けをするのも難しい。
- ・自宅学習ということで、周囲に直接的な負担や迷惑がかかることはほぼなかった。他方で配慮しなければならないことはあった。

【参考：養成課程の受講が業務に生かされたケース】

- ・以前、養成課程を受講した職員は、ケース会議の場で、他の現業員が直感的に行っていることに一步一步立ち止まり「これは法律でいうとどういうところに該当するか」とか「簡単に障害分野に繋ごうと言うが、障害分野のどの制度に該当するのか」といった知識について、テキストを参照して他の職員に知識を広め、底上げしようとしてくれた。そうした意味で、養成課程の受講は意味のあるものであった。

④社会福祉主事任用資格の取得を認めてもよいと考えられる実務経験の具体的なイメージ（内容、経験年数）

- ・生活保護に限らず、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉など、市役所の福祉部門の裾野は広い。各分野に核となる職員がおり、我々としては「あの人は生活保護業務に向いているのに」や「きっと一緒にいい仕事ができるのに」ということを肌で感じている。無資格者であっても、そこを経験年数で補うことができれば、福祉の仲間が更に広がる。
- ・実務経験者に期待するのは、対人援助のスキルや相談対応、またプランを立てる際のアイデア・視野の広さ、コーディネート能力であり、ケースワークの根幹になるような、人との折衝やひらめき、調整力等である。資格も大切だが、経験で培われた「あの病院のあの先生に話を聞いてみよう」「あそこのケアマネさんに相談してみよう」といったひらめき、生きた経験が重要であり、（無資格であるために）その経験を活用できないのは残念に思う。

○「資格取得の負担の軽減を図ることも含めた要件緩和」について

①通信課程受講に際しての負担軽減として考慮されてもよいと考えられる実務経験の具体的なイメージ（内容、経験年数）

- ・福祉施設や社会福祉協議会、医療機関といった現場での経験に加え、市役所の障害者福祉部門、国民健康保険部門の第一線で活躍している職員も、積極的に生活保護の仲間になってほしいと考えている。

②通信課程受講に際して、一部のカリキュラムを省略してもよいと考えられる実務経験の具体的なイメージ（内容、経験年数）

- ・例えば児童相談所や家庭児童相談室などであれば、児童福祉論が関わるかと思う。また医療ソーシャルワーカーの方であれば、社会福祉援助論についても、関連業務として一部省略の対象となってくる部分もあるように思う。
- ・なお、カリキュラムを省略しても養成課程自体は受講する必要が生じることを踏まえると、「一定の経験年数をもとに任用資格が付与される」形を第一義に考えた上で、2番手以降ものとして「カリキュラム省略」ということもあってもよいかと考えている。

3. 追加アンケート調査について

1) 調査票

令和8年2月3日

関係地方公共団体ご担当課御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
内閣府地方分権改革推進室

令和6年度分権提案「社会福祉主事の任用資格要件の緩和」に係る追加調査（事務連絡）

平素より厚生労働行政にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。

厚生労働省においては、令和6年度分権提案「社会福祉主事の任用資格要件の緩和」（整理番号131）について、以下参考の対応方針に基づき、要件緩和に係る検討を行っているところです。お忙しい中恐縮ですが、具体的な検討を進めるために下記について、ご回答をお願いします。

なお、回答は厚生労働省事業である令和7年度社会福祉推進事業「社会福祉主事任用の実態等に関する調査研究」の実施主体である一般財団法人日本総合研究所に取りまとめをお願いしております。頂いた回答の取りまとめ結果については、現時点では公表予定ございませんが、必要に応じて公表する可能性がございます。その場合は事前にご連絡させていただきます。

（参考）令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）

社会福祉主事任用資格要件（19条1項）については、令和6年度中に実態調査を実施して現場の実情を把握した上で、有識者の意見等を踏まえつつ、実務経験を勘案することを含め検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

記

- 1 追加調査内容は別紙のとおり
- 2 追加調査対象団体
令和6年度分権提案整理番号131「社会福祉主事の任用資格要件の緩和」追加共同提案団体
- 3 回答期限 令和8年2月10日（火）
- 4 回答方法
別紙回答欄に記載の上、以下本事業の実施主体及び地方分権推進室あてにご送付願います。

回答送付先①

一般財団法人 日本総合研究所 調査研究本部

TEL: E-mail:

回答送付先②

内閣府地方分権推進室

TEL: E-mail:

追加調査

「令和6年地方分権改革に関する提案募集 提案事項」（社会福祉主事の任用資格要件の緩和）の「具体的な支障事例」では、次のような記述があります。

「資格要件2*の通信課程による資格取得は、職員が無資格で現業に従事している状況を是正するための方策として機能している一方で、通常業務を抱えながら1年間の通信課程及び5日間のスクーリングを受講する必要があり、職員に大きな負担が生じている。」

「自治体において多様な人材の確保が進む中、資格要件1*を満たさない職員に資格要件2の『通信課程の修了』以外の選択肢として、新たに過去の実務従事経験等を加味した要件（例：社会福祉又は保健医療の分野での実務経験が〇年以上ある者、社会福祉又は医療分野の国家資格を有し、資格を活用した実務経験が〇年以上ある者）を創設することで、多様な人材を生活保護業務に登用することが可能となる。」

※ 社会福祉主事の任用資格は、一定の要件を満たした者のうち次の1～5いずれかに該当する者

- 1 大学等で厚生労働大臣が指定する科目を3科目以上履修した者（一般的に「3科目主事」と呼ばれるもの。社会福祉法第19条第1号）
- 2 知事指定の課程を修了した者（通常は全社協中央福祉学院「社会福祉主事資格認定通信課程」及び日本社会事業大学通信教育科「社会福祉主事養成課程」を修了した者）（同条第2号）
- 3 社会福祉士（同条第4号）
- 4 略
- 5 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められた者として厚生労働省令で定めるもの（精神保健福祉士等）（同条第5号）

問1 下線部について、実務経験のみで社会福祉主事の資格が認められてもよいのではないかと考えられる実務経験（例えば、公務における配属先での業務・民間企業等における勤務内容等）やその経験年数を具体的にご提案ください。

なお、記載にあたっては、参考資料「福祉に関する相談援助の実務経験の例示」に掲載されているような具体的な職場（施設種類等）や職種を特定して記載してください。ただし、記載いただく実務経験は、当該例示に記載されていないようなものでも可能です。

※必要に応じて、回答欄は調整してください。

問2 資格要件2※の資格取得のための通信課程受講に際しての負担軽減（例えば、スクーリングの免除等）として考慮されてもよいと考えられる実務経験（例えば、公務における配属先での業務・民間企業等における勤務内容等）やその経験年数、またあれば負担軽減内容を具体的にご提案ください。

問1同様、記載にあたっては、参考資料「福祉に関する相談援助の実務経験の例示」に掲載されているような具体的な職場（施設種類等）や職種を特定して記載してください。ただし、記載いただく実務経験は、当該例示に記載されていないようなものでも可能です。

※必要に応じて、回答欄は調整してください。

問3 上記のほか、当該案件に関してご意見あればご記入ください。

※必要に応じて、回答欄は調整してください。

■本件について、質問をお受けいただける担当者ご連絡先をご記入ください。

団体名： _____ 所属部署： _____
担当者： _____ 電話番号： _____ E-mail： _____

お忙しい中、ご協力感謝申し上げます。
ご回答を活用いたしまして、検討してまいります。

	<ul style="list-style-type: none"> ▲保育士（注釈3）
<ul style="list-style-type: none"> さくらみ児童施設 ・ 園児施設 ・ さくらみ児童施設 ・ 動物ふれあい園児施設 	<ul style="list-style-type: none"> ▲児童指導員（注釈2） ▲保育士（注釈3）
<ul style="list-style-type: none"> 幼体下自由児施設 ・ 幼体下自由児施設 ・ 幼体下自由児通園施設 ・ 幼体下自由児児童施設 	<ul style="list-style-type: none"> ▲児童指導員（注釈2） ▲保育士（注釈3）
児童心理治療施設 (旧・情緒障害児短期治療施設)	<ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 保育士 施設対応職員 家庭支援専門相談員 自立支援担当職員
重症心身障害児施設	<ul style="list-style-type: none"> ▲児童指導員（注釈2） ▲保育士（注釈3） 心理指導員（心理指導を担当する職員）
児童自立支援施設	<ul style="list-style-type: none"> 児童自立支援専門員 児童生活支援員 施設対応職員 家庭支援専門相談員 職業指導員 自立支援担当職員
児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 相談員 (児童・母子家庭等に対し、福祉に関する相談・助言を行なう職員)
家族支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 世帯別家庭相談員 家族支援員 世帯別指導員 家庭支援専門相談員

	<ul style="list-style-type: none"> 施設対応職員 家庭支援専門相談員 家族支援専門相談員
児童型児童発達支援を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> 児童指導員（注釈2） 保育士（注釈3） 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員（心理指導担当職員に限る）
指定児童発達支援機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼体下自由児施設支援 ・ 重症心身障害児施設支援 国立療養所児童発達センター及び独立行政法人国立療養所が設置する児童発達センターとして内閣府が指定するもの	<ul style="list-style-type: none"> ▲児童指導員（注釈2） ▲保育士（注釈3）
児童自立生活援助事業を行なっている施設	<ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務を行なっている職員 施設対応職員 自立支援担当職員
地域子育て支援拠点事業を行なっている施設	<ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務を行なっている職員
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を行なっている事業所	<ul style="list-style-type: none"> 小児慢性特定疾病児童等自立支援員
育児支援訪問事業を行なっている事業所	<ul style="list-style-type: none"> 訪問支援者
児童厚生施設（児童遊園を除く）	<ul style="list-style-type: none"> 職員のうち相談援助業務を行なっている者
親子再統合支援事業を行なっている事業所	<ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務を行なっている職員
社会的養育自立援助の事業を行なっている事業所	<ul style="list-style-type: none"> 支援コーディネーター 生活相談支援員 就労相談支援員
子育て支援生活援助事業を行なっている事業所	<ul style="list-style-type: none"> 支援コーディネーター 母子支援員

		<ul style="list-style-type: none"> 自立支援担当職員 養育指導員 市町村連携支援員 レスパイト・ケア担当職員
障害児通所支援事業 (児童発達支援センターを除く)	児童発達支援事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ▲指導員（注釈1） ▲児童指導員（注釈2） ▲保育士（注釈3） 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員（心理指導職員に限る） ▲障害福祉サービス経験者（注釈4）
	指導員アドバイザー事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ▲指導員（注釈1） ▲児童指導員（注釈2） ▲保育士（注釈3） 児童発達支援管理責任者 機能訓練担当職員（心理指導職員に限る） ▲障害福祉サービス経験者（注釈4）
	指定特別児童発達支援事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ▲訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）（注釈1） 児童発達支援管理責任者
	保育所等訪問支援事業を行なう施設	<ul style="list-style-type: none"> ▲訪問支援員（保育士、児童指導員、心理担当職員に限る）（注釈1） 児童発達支援管理責任者
障害児相談支援事業		<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員 相談支援員
乳幼児		<ul style="list-style-type: none"> 児童指導員 保育士

子育て支援訪問支援事業を行なっている事業所	訪問支援員
児童発達支援拠点事業を行なっている事業所	<ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務を行なっている職員
こども家庭センター	<ul style="list-style-type: none"> 児童の福祉及び家庭環境の福祉に関する相談に応ずる職員 母子保健に関する各種の相談に応ずる職員 相談支援員
社会福祉協議会訪問支援事業を行なう事業所	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援業務を行なっている職員
地域子育て相談機関	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援業務を行なっている職員

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
民間あっせん機関	<ul style="list-style-type: none"> 養子縁組あっせん責任者 相談員

その他

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種		
利用若者支援事業を行なっている施設	<ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務を行なっている職員 		
児童デイサービス事業（障害児通園事業）	<ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務を行なう職員（相談員） 		
<table border="1"> <tr> <td>地域生活支援事業</td> <td>障害児等療育支援事業を行なっている施設</td> </tr> </table>	地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行なっている施設	<ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務を行なっている職員
地域生活支援事業	障害児等療育支援事業を行なっている施設		
心身障害児総合通園センター	<ul style="list-style-type: none"> 相談援助業務を行なっている職員 		

子育て短期支援事業（短期入所生活介護事業、夜間看護事業） ● 乳児期、母子生活支援施設、児童養護施設、及び保育所等において実施する事業	施設課助産師を行っている職員
重症心身障害児（者） 通園事業を行なう施設	● 児童相談員（注数2）
	● 保健士（注数3）
スクールソーシャルワーカー活用事業に基づく教育機関	スクールソーシャルワーカー
子ども家庭総合支援拠点	施設課助産師を行っている職員
医療的ケア充実センター	医療的ケア指導コーディネーター

- 〔注数1〕**「指導員・訪問支援員」のうち、「介護等の業務を行なう指導員・訪問支援員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することができます。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- 〔注数2〕**「児童相談員」のうち、「入所者の保護に専ら従事する児童相談員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することができます。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- 〔注数3〕**「保健士」のうち、「入所者の保護に専ら従事する保健士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することができます。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
- 〔注数4〕**「障害福祉サービス経験者」のうち、「介護等の業務を行なう障害福祉サービス経験者」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することができます。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）なお、「障害福祉サービス経験者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、診察及び療養に関する事務等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）による改正前の指定通所事業に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業生等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいひ、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

●印の職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経済活動障害者（期間付き介護福祉士登録者）が、経済活動期間に当たる期間として介護等の業務に5年間従事して経済活動の回復を行なうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

2 高齢者分野

介護保険法

施設種別	施設課助産師の実務経験として認められる職種
介護保険施設	指定介護老人福祉施設 生活相談員 介護支援専門員 （配属基準により配属されている資格保有者に限る）
	介護老人保健施設 介護支援専門員 生活相談員 （配属基準により配属されている資格保有者に限る）
	介護医療院 介護支援専門員 生活相談員 （配属基準により配属されている資格保有者に限る）
	指定介護療養型医療施設 介護支援専門員 生活相談員 （配属基準により配属されている資格保有者に限る）
地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行なう職員（注数5） （保健師、主任介護支援専門員等）
指定特定施設入居者生活介護を行なう施設 生活相談員 ● 指定地域居宅型特定施設入居者生活介護を行なう施設 ● 指定介護予防特定施設入居者生活介護を行なう施設	生活相談員 計画作成担当者

指定通所介護を行なう施設 ● 基準該当通所介護を行なう施設 ● 指定地域居宅型通所介護を行なう施設 ● 指定介護予防通所介護を行なう施設 ● 基準該当介護予防通所介護を行なう施設 ● 第一号通所事業を行なう施設（注数6） ● 指定認知症対応型通所介護を行なう施設 ● 指定介護予防認知症対応型通所介護を行なう施設	生活相談員
指定短期入所生活介護を行なう施設 ● 基準該当短期入所生活介護を行なう施設 ● 指定介護予防短期入所生活介護を行なう施設 ● 基準該当介護予防短期入所生活介護を行なう施設	生活相談員
指定通所リハビリテーションを行なう施設 （指定介護予防通所リハビリテーションを行なう施設を含む） ● 介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員
指定短期入所療養介護を行なう施設 （指定介護予防短期入所療養介護を行なう施設を含む） ● 介護老人保健施設において実施されているものに限る	支援相談員
指定介護施設・随時対応型訪問介護を行なう施設	オペレーター
指定看護対応型訪問介護を行なう施設	オペレーションセンター従業員

指定小規模多機能型居宅介護を行なう施設 （指定介護予防小規模多機能型居宅介護を行なう施設を含む）	介護支援専門員 （配属基準により配属されている資格保有者に限る）
指定認知症対応型居宅生活介護を行なう施設 （指定介護予防認知症対応型居宅生活介護を行なう施設を含む）	介護支援専門員 （配属基準により配属されている資格保有者に限る）
指定居宅型サービスを行なう施設	介護支援専門員 （配属基準により配属されている資格保有者に限る）
指定地域居宅型介護老人福祉施設入居者生活介護を行なう施設	生活相談員 介護支援専門員 （配属基準により配属されている資格保有者に限る）
別宅介護支援事業を行なっている事業所	介護支援専門員 （配属基準により配属されている資格保有者に限る）
介護予防支援事業を行なっている事業所	巡回職員
第一号介護予防支援事業を行なっている事業所	巡回職員

- 〔注数5〕**「包括的支援事業」のうち、一部の事業は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容も必ず確認してください。
- 〔注数6〕**「第一号通所事業」のうち、事業所指定を受けていないものは、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。通知の内容も必ず確認してください。

老人福祉法

施設種別	施設課助産師の実務経験として認められる職種
介護老人ホーム	生活相談員

特別養護老人ホーム (地域型特別養護老人ホームを含む)	生活相談員
軽費老人ホーム ・ 都市型軽費老人ホーム ・ 軽費老人ホーム (A型、B型) ・ グラフハウス を含む	生活相談員
	主任生活相談員
老人福祉センター (特A型、A型、B型)	相談・指導を行なう職員
老人短期入所施設	生活相談員
老人デイサービスセンター	生活相談員
老人介護支援センター (在宅介護支援センター)	相談援助業務を行なっている職員
有料老人ホーム	生活相談員

その他

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
高齢者総合相談センター	相談援助業務を行なっている相談員
生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	生活相談員
高齢者の安心な生活の確保に関する事業 ・ 高齢者相談住宅(シルバーハウジング) ・ 多くの高齢者が居住する集合住宅等において実施する事業	相談援助業務を行なっている生活相談員
サービス付き高齢者向け住宅	相談援助業務を行なっている職員

3 障害者分野

身体障害者福祉法

知的障害者福祉法

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
知的障害者更生施設等	知的障害者福祉所
	心理判定員
	個別判定員
	ケース・ワーカー

障害者総合支援法

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種	
障害者支援施設	●生活支援員 (注8ア)	
	就労支援員	
	サービス管理責任者	
地域活動支援センター	●指導員 (注8ア)	
福祉ホーム	管理人	
高齢者総合支援センター	相談援助業務を行なっている職員	
身体障害者更生支援施設	身体障害者更生施設 ・ 肢体不自由者更生施設 ・ 視覚障害者更生施設 ・ 聴覚・言語障害者更生施設 ・ 内臓障害者更生施設	●生活支援員 (注8ア)
	身体障害者救護施設	●生活支援員 (注8ア)
	身体障害者児童施設 (入所、通所、小規模通所)	●生活支援員 (注8ア)
	身体障害者福祉工場	●指導員 (注8ア)
精神障害者社会復帰施設	精神保健福祉士	
	精神障害者社会復帰指導員	

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
身体障害者更生施設等	身体障害者福祉所
	心理判定員
	個別判定員
	ケース・ワーカー
身体障害者福祉センター ・ 身体障害者福祉センター (A型、B型) ・ 在宅障害者デイサービス施設 (身体障害者デイサービスセンター) ・ 障害者更生センター	身体障害者に関する相談に応ずる職員
	相談援助業務を行なっている職員

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)
	精神保健福祉士 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)
	精神科ソーシャルワーカー (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)
	心理判定員 (精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員)

施設種別	精神障害者児童施設 (入所、通所、小規模通所)	精神保健福祉士
	精神障害者福祉工場	精神障害者社会復帰指導員
知的障害者支援施設	知的障害者児童施設 (入所、通所)	●生活支援員 (注8ア)
	知的障害者児童施設 (入所、通所、小規模通所)	●生活支援員 (注8ア)
	知的障害者運動寮	●生活支援員 (注8ア)
障害福祉サービス事業	生活介護を行なう施設	●生活支援員 (注8ア) サービス管理責任者
	自立訓練を行なう施設 (機能訓練、生活訓練)	●生活支援員 (注8ア) サービス管理責任者
	就労移行支援を行なう施設 (認定就労移行支援を含む)	就労支援員 サービス管理責任者 職業指導員 (相談援助を行なう場合に限る)
	就労継続支援を行なう施設 (A型、B型)	●生活支援員 (注8ア) サービス管理責任者 職業指導員 (相談援助を行なう場合に限る)
就労定着支援を行なう施設	就労定着支援員 サービス管理責任者	
自立生活援助を行なう施設	地域生活支援員 サービス管理責任者	
療養介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員	

	短期入所を行なう施設 ・ 身体障害者短期入所事業 ・ 知的障害者短期入所事業 を含む	相談援助業務を行なっている職員
	障害者等福祉支援を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員
	地域生活介護を行なう施設	相談援助業務を行なっている職員
	共同生活援助を行なう施設 ・ 精神障害者グループホーム ・ 知的障害者グループホーム を含む	相談援助業務を行なっている職員
地域生活支援事業	身体障害者自立支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
	日中一時支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
	障害者福祉支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
一般相談支援事業所		相談支援専門員
特定相談支援事業所		相談支援専門員
		相談支援員
相談支援事業を行なう施設		相談支援専門員

のぞみの届出

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
独立行政法人国立産業研究の障害者総合施設「のぞみの園」	相談援助業務を行なっている新職員 相談援助業務を行なっているケースワーカー

発達障害者支援法

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
公共職業安定所	精神・発達障害者雇用サポート
	障害者生活雇用サポート

その他

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
知的障害者福祉工場	相談援助業務を行なっている新職員
障害者福祉相談施設	相談援助業務を行なっている職員
精神障害者地域移行支援特別対策事業を行なっている施設	地域移行支援コーディネーター
	地域移行推進員
精神障害者地域移行・地域定着支援事業を行なっている施設	地域移行支援コーディネーター
	地域移行推進員
精神障害者アウトリーチ推進事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する機関として必要な職員を除く）
	相談援助業務を行なっている職員（医師、保健師、看護師、作業療法士 その他医療法に規定する機関として必要な職員を除く）

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員
	認知支援を担当する職員

【注】「生活支援員、指導員」のうち、「介護等の業務を行なう生活支援員、指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することができます。（介護福祉士国家試験のみ受験できます。）
 ＊その職種のうち、介護福祉士養成施設等を卒業した経過措置対象者（関係付き介護福祉士登録者）が、経過措置期間に当たる業務として介護等の業務につき5年を超えて経過措置の期間を行なおうとする場合には、その実務経験をもって社会福祉士国家試験を受験することはできません。

障害者の雇用の促進等に関する法律

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー 職業適性援助者
障害者雇用支援センター	改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律第20条第1号、第2号及び第7号に規定する業務を行なう職員
障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者
	就業支援担当者
	主任職場定着支援担当者 生活支援担当職員

職業安定法

第1号職業適性援助者養成研修又は認知症職業適性援助者養成研修を受けた者	第1号職業適性援助者養成研修又は認知症職業適性援助者養成研修を受けた者
認知症職業適性援助者養成研修を受けた者	認知症職業適性援助者養成研修を受けた者
認知症職業適性援助者養成研修を受けた者	認知症職業適性援助者養成研修を受けた者

4 その他の分野

地域保健法

施設種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
保健所	精神保健福祉相談員（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）
	精神保健福祉士（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員） 精神科ソーシャルワーカー（精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）
	心理士 （精神障害者に関する相談援助業務を行なっている職員）

医療法

施設種別	相談援助業務の実務組織として認められる職種
病院・診療所	<p>相談員（医療ソーシャルワーカー等） 次のアからエまでのすべての相談援助業務を行っている職員 ア 患者の経済的問題の解決、病費に係る相談援助 イ 患者が抱える心理的・社会的問題の解決、病費に係る相談援助 ウ 患者の社会復帰に係る相談援助 エ 以上の相談援助業務を行うための地域における保健医療福祉の関係機関、関係職種等との連携等の活動</p> <p>認知症生活支援相談員</p>

生活保護法

施設種別	相談援助業務の実務組織として認められる職種
介護施設	生活支援員
更生施設	生活支援員
児童施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）
福祉障害施設	指導員（作業指導員、職業指導員を除く）

	<p>知的障害者福祉司（指導監督を行なう職員）</p> <p>老人福祉指導士等（指導監督を行なう職員）</p> <p>職業員・ケースワーカー</p> <p>学習指導員</p> <p>訓練相談員</p> <p>女性相談支援員</p> <p>母子・父子自立支援員、母子相談員</p> <p>「セーフティネット支援対策等事業の実施について」第21の3（1）に規定する就労支援事業に参事する就労支援員</p> <p>生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に参事する就労支援員</p> <p>生活保護法第55条の10第1項に規定する子どもの発達支援事業に参事する支援員</p> <p>生活保護法第55条の10第2項に規定する被保護者就労準備支援事業に参事する被保護者就労準備支援担当者</p> <p>生活保護法第55条の10第3項に規定する被保護者就労改善支援事業に参事する就労改善支援員</p> <p>生活保護法第55条の10第4項に規定する被保護者</p>
--	---

被保護者就労支援事業を行なっている事業所	就労支援員
子どもの発達支援事業を行なっている事業所	支援員
被保護者就労準備支援事業を行なっている事業所	被保護者就労準備支援担当者
被保護者就労改善支援事業を行なっている事業所	就労改善支援員
被保護者地域生活支援事業を行なっている事業所	福祉支援員
日常生活支援相談員	生活支援員 生活支援員担当者

生活困難者自立支援法

施設種別	相談援助業務の実務組織として認められる職種
生活困難者自立支援事業を行なっている自立相談支援機関 生活困難者就労準備支援事業を行なっている事業所 生活困難者就労改善支援事業を行なっている事業所 子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行なっている職員	主任相談支援員
	相談支援員
	就労支援員
	就労支援準備担当者
	就労改善支援員（兼）相談支援員を兼ね）
	住まい相談支援員
	子どもの学習・生活支援事業従事者のうち相談援助業務を行なっている職員

社会福祉法

施設種別	相談援助業務の実務組織として認められる職種
福祉事務所	<p>指導員（指導監督を行なう職員）</p> <p>身体障害者福祉司（指導監督を行なう職員）</p>

	<p>地域生活支援事業に従事する居住支援員</p>
福祉館	<p>相談援助業務を行なっている指導員</p> <p>専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員）</p>
都道府県社会福祉協議会	<p>相談援助業務を行なっている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困難者その他要保護者に対するものに用いる。）</p>
市（特別区を兼ね）町村社会福祉協議会	<p>専門員（日常生活自立支援事業を行なう職員）</p> <p>福祉活動専門員</p> <p>相談援助業務を行なっている職員 （主として高齢者、障害者、児童、生活困難者その他要保護者に対するものに用いる。）</p>

困難な状態を抱える女性への支援に関する法律

施設種別	相談援助業務の実務組織として認められる職種
女性相談支援センター	<p>相談支援員</p> <p>心理支援員</p> <p>女性相談支援員</p>
女性自立支援施設	入所者の自立支援を行なう職員

母子保護法

施設種別	相談援助業務の実務組織として

	認められる職種
母子健康相談支援センター	母子保健に関する各種の相談に応ずる職種
児童ケア事業を実施する施設	相談に応ずる職種

配偶者暴力防止法

施設の種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
配偶者暴力相談支援センター	女性相談支援員

母子及び父子並びに高齢福祉法

施設の種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
母子・父子福祉センター	母子及び父子の相談を行う職員

刑事収容施設法

施設の種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
刑事施設	刑務官
	法務教官
	法務教官（心理）
	福祉専門官

少年院法

施設の種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
少年院	法務教官

	認められる職種
家庭裁判所	家庭裁判所職員

労働者災害補償保険法

施設の種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
労災相談介護施設	相談援助業務を行なっている指導員

難病の患者に対する医療等に関する法律

施設の種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
難病相談支援センター	難病相談支援員

成年後見制度の利用の促進に関する法律

施設の種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」において設置される中核機関	相談援助業務を行なっている職員

その他

施設の種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
就業支援事業を行なっている施設（ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱に基づく事業）	相談援助業務を行なっている相談員
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子自立支援プログラム策定員
就業支援専門員配置等事業	就業支援専門員

	法務教官（心理） 福祉専門官
--	-------------------

少年鑑別所法

施設の種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
少年鑑別所	法務教官
	法務教官（心理）

更生保護法

施設の種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
地方更生保護委員会	保護観察官
	社会福祉相談員
保護観察所	保護観察官
	社会福祉相談員

更生保護事業法

施設の種類	相談援助業務の実務経験として認められる職種
更生保護施設	施設主任
	指導員
	福祉職員
	業務専門職員

裁判所法

施設の種類	相談援助業務の実務経験として
-------	----------------

地域福祉センター	相談援助業務を行なっている職員
就労支援事業を行なっている事業所（自立支援プログラム策定実施指導事業実施要綱に規定する事業）	就労支援員
ひきこもり支援コーディネーター	ひきこもり支援コーディネーター
ひきこもり地域支援センター	その他相談援助業務を行なっている職員
地域生活定着支援センター	相談援助業務を行なっている職員
ホームレス対応相談援助業務を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている相談員
ホームレス自立支援センター	生活相談指導員
東日本大震災の被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
被災者に対する相談援助業務を実施する事業所	相談援助業務を行なっている職員
自立相談支援機関（自立相談支援モデル事業） 単独相談支援モデル事業を行なっている事業所	主任相談支援員 相談支援員 就労支援員 家計相談支援員
地域居住支援事業を行なっている事業所	相談援助業務を行なっている職員
高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関	支援コーディネーター
地域若者サポートステーション	相談援助業務を行なっている職員
子ども・若者総合相談センター	相談援助業務を行なっている職員
市民活動等女性支援事業を行なっている事業所	相談援助業務又は自立支援を行なっている職員
若年被害女性等支援事業を行なっている事業所	相談援助業務又は自立支援を行なっている職員

厚生労働大臣が個別に認められた施設	相談援助業務を行なっている相談員 (注釈) 個別認定にあたっては、別途基準、申請様式があります。 事前に試験センターへ電話で連絡してください。 ※受験資格を得るために、 <u>短期養成施設</u> 、 <u>一部養成施設</u> に入塾する場合は、各養成施設が相談援助業務の専攻を行なっていますので、各養成施設にお問い合わせください。
-------------------	---

5 現在廃止事業の分野

- 以下に掲げる事業・施設は、すでに廃止されていますが、過去においてこれらの事業に事していた期間は、社会福祉士の受験に必要な実務経験の対象となります。

施設・事業種別	相談援助業務の実務経験として認められる職種
重度身体障害者更生指導施設	生活支援員 生活指導員
身体障害者福祉ホーム	管理人
精神障害者地域生活支援センター	精神保健福祉士 精神障害者社会復帰指導員
経済的精神障害者地域生活支援センター事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）（平成18年10月～19年3月）	相談援助業務を行なっている職員
精神障害者認知発達支援事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員
知的障害者サービスセンター	相談員

<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者授産施設 障害者能力開発施設 において実施する事業	
高齢者住宅等安心確保事業 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者賃貸付住宅（シルバーハウジング） 高齢者向け優良賃貸住宅 高齢者円滑入居賃貸住宅（登録住宅） 等において実施する事業	生活援助員
高齢者賃貸付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業 （高齢者賃貸付住宅において実施する事業）	
非営利電話相談（子ども・家庭110番）事業 （中央児童相談所において実施する事業）	電話相談員
ギャートナム難民帰国施設 （日本赤十字社が設置するもの）	相談援助業務を行なっている指導員
子ども家庭相談事業 <ul style="list-style-type: none"> 児童センター 香に設置された児童館 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員
乳幼児健全育成相談事業 <ul style="list-style-type: none"> 保育園 乳児館 において実施する事業	相談援助業務を行なっている相談員
すこやかテレホン事業 （青少年相談センターにおいて実施する事業）	相談援助業務を行なっている相談員
知的障害者専門相談（法的助言、相談）事業 （都道府県、指定都市等において実施する事業）	相談援助業務を行なっている相談員
地域子育て支援センター事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている職員

	生活指導員
知的障害者福祉ホーム	管理人
身体障害者福祉支援事業（市町村障害者生活支援事業） <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者更生施設 身体障害者療養施設 身体障害者福祉センター 身体障害者サービスセンター 等において実施する事業 障害児相談支援事業、知的障害者福祉支援事業（療育等支援施設事業） <ul style="list-style-type: none"> 知的障害児施設 知的障害児通園施設 自閉症施設 盲ろうあ児施設 聴覚障がい通園施設 肢体不自由児通園施設 重症心身障害児施設 知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 において実施する事業	相談援助業務を行なっている職員
障害者サービスを行なう施設（障害者自立支援法障害福祉サービス事業） <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者サービス事業 知的障害者サービス事業 生活む	相談援助業務を行なっている職員
経済的サービス事業を行なっている施設（障害者自立支援法地域生活支援事業）（平成18年10月～19年3月）	相談援助業務を行なっている職員
「障害者110番」運営事業を行なっている施設	相談援助業務を行なっている相談員
知的障害者生活支援事業 <ul style="list-style-type: none"> 知的障害者通訳官 知的障害者更生施設 	相談援助業務を行なっている職員

令和7年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
社会福祉推進事業

社会福祉主事任用の実態等に関する調査研究報告書

令和8（2026）年 3月
一般財団法人 日本総合研究所